

3 さわやかな生活環境の保全と創造

3-1 大気汚染の防止

1 大気汚染の状況(大気水質保全課)

大気の汚染状況を常に把握し、公害の未然防止を図るため、昭和 46 年から大気常時監視測定局を設け、大気汚染の状況を監視しています。平成 20 年度の調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 大気汚染状況の常時監視

① 調査内容

環境基準が定められている二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントについて、大気汚染防止法に基づき常時監視を実施しています。また、汚染状況の適切な評価等のため、一酸化窒素、非メタン炭化水素及び風向・風速を併せて測定しています。

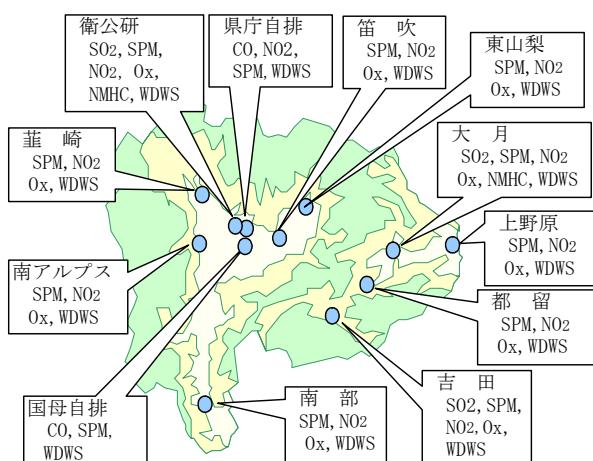
② 測定局の設置場所、測定項目等

各測定局の設置場所および測定項目は、右図のとおりです。一般環境大気測定局 10 局、自動車排出ガス測定局 2 局の計 12 局を設置しています。

③ 調査結果の概要

光化学オキシダントを除くすべての項目について、環境基準を達成しました。光化学オキシダントについては、全国的にも達成率が極めて低く、本県においても達成されていません。

本県の大気環境は、大気汚染物質の発生源が少ないにもかかわらず、地形的な条件や首都圏からの大気汚染物質の移流により、環境基準が達成されないことがあります。なお、平成 20 年度の年間値や月間値等の測定結果は、資料編に掲載しています。



測定局の設置場所及び測定項目
備考) S O 2 : 二酸化いおう、C O : 一酸化炭素、S P M : 浮遊粒子状物質、N O 2 : 二酸化窒素、O x : 光化学オキシダント、N M H C : 非メタン炭化水素、W D W S : 風向風速

平成20年度大気汚染に係る環境基準の達成状況

	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準*	1時間値の一日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の一日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の一日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定局数	3	2	12	11	10
有効測定局数	3	2	12	11	10
評価方法*	長期的評価	長期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価
達成測定局	衛公研・大月・吉田	県庁自排・国母自排	衛公研・大月・上野原 笛吹・吉田・南部 都留・南アルプス 東山梨・韋崎 県庁自排・国母自排	衛公研・大月・上野原 笛吹・吉田・南部 都留・南アルプス 東山梨・韋崎 県庁自排	
非達成測定局					衛公研・大月・上野原 笛吹・吉田・南部 都留・南アルプス 東山梨・韋崎
環境基準達成状況	3局中3局	2局中2局	12局中12局	11局中11局	10局中0局

○有効測定局

有効測定局とは、年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局(光化学オキシダントを除く。)をいう。

○評価方法

(1) 短期的評価(二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント)

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

(2) 長期的評価

①二酸化いおう、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、未達成と評価する。

②二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて 98% 目に当たる値を環境基準と比較して評価を行う。

(2)有害大気汚染物質の測定結果の概況

有害大気汚染物質のうち、環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンの4物質並びに指針値¹が設けられているアクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀²等の7物質の合計 11 物質の測定を県内で実施しました。

揮発性有機化合物 9 物質は県内 5 地点、水銀及びニッケル化合物については衛公研局及び吉田局の 2 地点で実施しましたが、測定した全ての地点で環境基準又は指針値を達成しました。なお、平成 20 年度の年平均値や各物質濃度の経年変化は、資料編に掲載しています。

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件 (環境基準)	1年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。	1年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。
測定地点数	5	5	5	5
達成地点	衛公研・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	衛公研・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	衛公研・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排	衛公研・吉田・大月・ 県庁自排・国母自排
環境基準 達成状況	5局中5局	5局中5局	5局中5局	5局中5局

平成20年度有害大気汚染物質に係る環境基準の達成状況

1 平成 15 年 9 月 30 日又は平成 18 年 12 月 20 日に環境省が設定した「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」をいう。

2 指針値は水銀について定まっているが、測定方法は水銀及びその化合物について定まっているため、指針値に対する評価にはその測定結果を用いた。

	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	水銀及びその化合物	ニッケル化合物
指針となる数値(指針値)	年平均値が2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が0.04 $\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下	年平均値が0.025 $\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下
測定地点数	5	5	5	5	5	2	2
指針値を下回った地点	衛公研・吉田・大月・県庁自排・国母自排	衛公研・吉田・大月・県庁自排・国母自排	衛公研・吉田・大月・県庁自排・国母自排	衛公研・吉田・大月・県庁自排・国母自排	衛公研・吉田・大月・県庁自排・国母自排	衛公研・吉田	衛公研・吉田
指針値達成状況	5局中5局	5局中5局	5局中5局	5局中5局	5局中5局	2局中2局	2局中2局

平成20年度有害大気汚染物質に係る指針値の達成状況

(3)光化学オキシダント(Ox)濃度の測定状況

光化学オキシダントが高濃度になると、目やのどが痛くなるなど人体に影響を及ぼします。このため、県内10ヶ所の測定期間でオキシダント濃度の常時監視を行っています。

また、昭和51年7月に「山梨県光化学スモッグ緊急時対策要綱」を制定し、毎年、オキシダント濃度が上昇する時期(4月～9月)に強化期間を設け監視及び連絡体制を強化し、隣接都県の光化学スモッグ注意報発令状況などの情報を広域的に収集しています。

オキシダント濃度が基準値より上昇し継続するおそれがある場合には、注意報を発令し、マスコミや市町村の防災無線等を通じて県民に外出や屋外での運動を控えることなどを呼び掛け、健康被害の発生防止に努めています。

注意報の発令はその年の気候等により増減します。平成20年度は注意報を延べ4日発令しましたが、健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグ注意報発令日数

年度 地域	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
上野原地域	5	8	12	12	4	4	7	12	14	3
大月地域	4	13	4	3	2	1	3	4	4	3
都留地域						1				
吉田地域										
東山梨地域										
笛吹地域							1			
甲府地域						1				
韮崎地域						1				
南アルプス地域			1			1				1
峡南南部地域		4	2	2	1	1	3		3	2
発令延日数	6	14	13	12	5	5	9	12	15	4
健康被害者数	3	18	54							

※発令延日数は同日に2ヶ所以上で発令しても1日と数える

※発令地域名はH20.4.1現在

予 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になることが予想され、当該状態が更に悪化することが予想されるとき	注 意 報	オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき
警 報	オキシダント濃度が0.24ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき	重 大 警 報	オキシダント濃度が0.4ppm以上となり、気象条件からみて、その状態が継続すると認められるとき

注意報等発令基準

発令地域・月日	5/23	7/13	7/15	8/8
上野原地域	○		○	○
大月地域	○		○	○
峡南南部地域	○	○		
南アルプス地域	○			

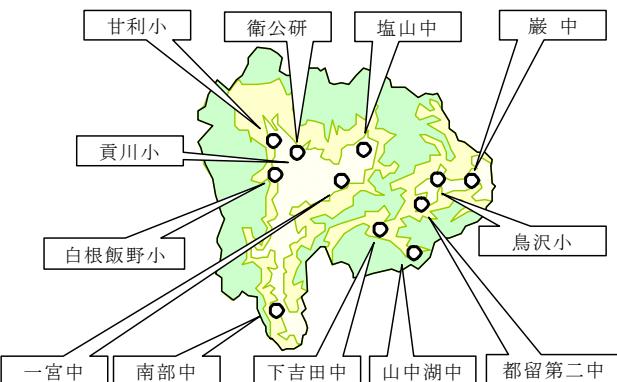
平成20年度光化学スモッグ注意報発令状況

(4)植物影響調査

光化学オキシダントに対し感受性の高い植物であるアサガオ(品種:スカーレット・オハラ種)を使用して、光化学スマッグによる植物に対する影響を調査しました。

調査は、県内 11 か所の小中学校と衛生公害研究所(衛公研)でアサガオを栽培し、葉に白色斑点が現われるという被害を観察する方法で行いました。

各観察地点における調査結果は次のとおりであり、11 ケ所の観察地点で葉への被害が観察されました。(調査基準日:6 月 18 日～7 月 17 日)



観察地点	観察日	アサガオ観察結果				昼間のオキシダント濃度(6月18日～7月17日)					
		草丈 (cm)	全葉数 (枚)	被害葉数 (枚)	被害葉率 (%)	測定局	0.06ppmを超えた		0.12ppm以上の		最高値 ppm
							日数	時間数	日数	時間数	
巣 中	7月23日	247	23.0	9.7	42	上野原	17	84	1	1	0.127
鳥 沢 小	7月18日	70	13.7	6.3	46	大 月	14	74	1	1	0.120
都留第二中	7月23日	97	14.3	3.0	21	都 留	10	42	0	0	0.089
下吉田中	7月24日	33	8.0	0.7	8	吉 田	8	32	0	0	0.079
山中湖中	7月22日	43	8.7	1.3	15	山中湖	8	28	0	0	0.082
南 部 中	7月18日	203	18.7	2.0	11	南 部	11	56	1	1	0.127
白根飯野小	7月17日	150	16.3	9.0	55	南アルプス	15	82	0	0	0.102
甘 利 小	7月14日	73	12.0	6.7	56	韮 嶺	6	22	0	0	0.072
貢 川 小	7月15日	22	8.3	0.7	8	衛 公 研	8	36	0	0	0.087
衛 公 研	7月18日	150	16.0	1.3	8						
一 宮 中	7月17日	123	18.3	7.7	42	笛 吹	15	64	0	0	0.083
塩 山 中	7月16日	207	25.0	8.7	35	東山梨	18	61	0	0	0.081

2 大気汚染防止対策(大気水質保全課)

大気汚染の防止対策としては、汚染物質の固定発生源である工場、事業場の立入検査を実施し、ばい煙等の排出基準や特定粉じん排出等作業の作業基準の遵守状況を監視し、指導を行っているほか、移動発生源対策として、低公害車の導入支援を行っています。

また、平成 18 年 4 月 1 日から大気汚染防止法が改正され揮発性有機化合物(VOC)排出施設についての規制が始まり、事業所の立入検査及び指導を実施しています。

平成 20 年度末現在の大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成 17 年 10 月 1 日施行)に基づく規制対象施設の届出数は次頁のとおりです。

種類	大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設										大気汚染防止法に基づく特定施設				合 計						
	ボイラー	乾燥炉	廃棄物 焼却炉	金属 溶解炉	ガスラー 機	ティギル 機	焼成炉 その他	小計	大気汚染防止法 に基づく 一般粉じん 発生施設		大気汚染防止法 に基づく 揮発性有機化合物 排出施設		粉じん (製錬施設)	ばい煙 (廃棄物焼却炉)	小 計	事業所数	事業所数	事業所数	事業所数		
									事業所数	事業所数	事業所数	事業所数									
林務環境事務別 施設																					
中 北	871	18	28	17	22	139	16	1,111	440	224	34	15	7	45	18	16	16	61	34	1,411	515
嶺 東	215	2	10	0	5	27	12	271	145	96	9	0	0	26	10	4	4	30	14	397	168
嶺 南	117	6	2	3	3	15	5	151	77	117	19	7	5	14	7	2	2	16	9	291	110
富士・東部	520	8	14	7	16	20	3	588	291	141	23	3	2	73	32	12	12	85	44	817	360
合 計	1,723	34	54	27	46	201	36	2,121	953	578	85	25	14	158	67	34	34	192	101	2,916	1,153
H20331 現在	1,735	35	57	25	45	199	36	2,132	958	557	88	27	14	158	67	36	36	194	103	2,910	1,163

(特定粉じん発生施設に関する届出なし)

林務環境事務別ばい煙・粉じん発生施設・揮発性有機化合物排出施設及び条例に基づく特定施設(平成21年3月31日現在)

(1) 工場等に対する監視・指導

①概要

大気汚染防止法等に基づき、排出基準の遵守状況、自主検査の実施状況等を調査するため、各林務環境事務所・衛生公害研究所が、ばい煙・一般粉じん・特定粉じん発生施設等を有する工場・事業場の立入検査を実施しました。

平成 20 年度は、1,153 の工場・事業場のうち 263 の工場・事業場について立入検査を実施し、ばい煙等の排出状況、施設の管理状況、法や条例に基づく届出内容の確認等を行いました。

	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
ばい煙発生施設等(*1)	実施工場・事業場数	245	353	280	285	332	229	196	212	205	253	226
	勧告その他行政指導実施	10	10	3	7	16	12	5	3	3	1	3
一般粉じん・特定粉じん発生施設等(*2)	実施工場・事業場数	25	3	45	45	43	135	47	26	43	40	23
	勧告その他行政指導実施	1					1					
揮発性有機化合物排出施設等	実施工場・事業場数	—	—	—	—	—	—	—	—	12	14	14
	勧告その他行政指導実施	—	—	—	—	—	—	—	—			

立入検査実施状況

*1 大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設と条例に基づくばい煙に係る特定施設

*2 大気汚染防止法に基づく一般粉じん・特定粉じん発生施設と条例に基づく粉じんに係る特定施設

②実施結果

立入検査による行政指導件数は 3 件で、廃棄物焼却炉に係るものが 2 件、ボイラーに係るものが 1 件でした。この原因は、施設の維持管理の不備で、管理の徹底を事業者に注意指導するとともに、適正な焼却物の選定、法や条例に基づく届出の励行などを指導しました。

また、揮発性有機化合物(VOC)排出施設については、すべての施設について立入調査を行い、平成 22 年 3 月 31 日まで適用猶予となっている排出基準遵守についての取組及び自主的取組の推進を指導しました。

(2)光化学オキシダント対策(大気水質保全課)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物(NOx)と揮発性有機化合物(VOC)が紫外線等による光化学反応により変化した酸化性物質です。このうち、NOx については、固定発生源(工場・事業所等)、移動発生源(自動車)とも削減対策が進んでいますが、VOC については、移動発生源対策は S49 年度から始まっているものの固定発生源対策が十分でなかったため、平成 16 年度に大気汚染防止法の改正を行い、平成 22 年度を目処に排出量を平成 12 年度から 3 割削減する対策が進めています。これらにより、両物質の排出量の削減が期待されます。

また、全国的に原因物質の排出量が減少しても Ox 濃度が上昇する(低減しない)といった現象が観察されており、これについては、大陸からの大気汚染物質の移流や原因物質の濃度変化などの関与も指摘されています。

なお、NOx や VOC の排出削減に係る努力目標値の設定及び本県独自の発生源対策については、現況から Ox 濃度の年平均値に及ぼす要因に係る知見の推移や VOC の排出規制の効果等を見極めたうえで、その必要性について検討することとしています。

①窒素酸化物(NOx)対策

本県には原因物質に係る大規模な発生源は無いものの、毎年光化学スモッグ注意報を発令しており、平成 4 年度には全国最多の発令日数となりました。このため、平成 5 年度から NOx の削減対

策について検討を始め、平成 8 年度に大気拡散シミュレーションモデルにより、県内の高濃度 NO_x の出現を検証したところ、主原因は、首都圏地域からの大気汚染物質の移流によるものと判明しました。これを踏まえ、平成 10 年度に「窒素酸化物削減計画」(目標年度: 平成 15 年度)を策定し、県全域における指導啓発等の発生源対策を行いました。この結果、平成 15 年度の総排出量の実績値は予想排出量から 24% 減少し、削減計画目標値(NO_x20% 削減)を達成しました。

NO_x については、自動車排出ガスの規制強化等により今後さらに排出量が削減されることが見込まれていますが、普及啓発等の発生源対策については、汚染物質の絶対量の削減、環境保全の意識向上等一定の意義が認められるため継続していきます。

②揮発性有機化合物(VOC)対策

VOC の削減については、物質数が非常に多く、発生源の業種、業態も多様であること等から、実態を踏まえた事業者の創意工夫と自発性が最大限発揮される自主的取組により効果的な排出抑制を図ることとしました。一方で、1 施設当たりの VOC の排出量が多い施設については、大気環境への影響が大きく、社会的責任も重いことから、法規制により確実に排出抑制を進めることとしました。このように、VOC の排出抑制は、自主的な削減取組(2 割削減)と法的な排出規制(1 割削減)を組み合わせ相乗的な効果を発揮させるという手法(政策のベスト・ミックス)で行っています。

県内には、14 事業所 25 施設の VOC 届出施設がありますが、毎年、全施設の立入検査を行い VOC 削減の早期実施等について指導しています。また、塗装事業者等の VOC 取扱者に対して自主的取組を促進するための講習会等を開催しています。

(3)浮遊粒子状物質対策(大気水質保全課)

浮遊粒子状物質(SPM)³の主な発生源は、環境省の調査結果によると、関東地域では自動車が 34%、工場等が 29%、火山活動等の自然界由来が 24%で、そのうち自動車に由来する SPM は、ディーゼル車からの排出ガスが主原因であるとされています。

本県においては、平成 13 年 6 月に「山梨県自動車排出ガス対策庁内検討会議」を設置し、SPM の削減について検討を開始するとともに、平成 14 年度から平成 16 年度にかけ SPM の測定体制の強化や主要幹線道路周辺における SPM 濃度の把握などを行い、平成 18 年 3 月に「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」として取りまとめ、啓発等を行っています。

「本県のディーゼル自動車排出ガス対策について」の概要

1 本県の SPM による大気の汚染状況

近年における本県の SPM による汚染は、固定局における調査結果から、環境基準値を超過しているような深刻な状況ではなく、SPM に係る大気環境は良好な状況にある。

また、平成 15・16 年度の調査結果から、DEP(ディーゼル排気微粒子)の排出規制を行っても SPM 濃度を低下させる効果は小さい。

2 本県が取り組むべきディーゼル自動車排出ガス対策

近年における本県の SPM による汚染は、環境基準値を超過しているような深刻な状況にはないこと等から、本県においては、現時点では、条例によるディーゼル自動車排出ガスに係る規制は必要ないと考えられる。

本県ではこれまで、自動車排出ガスの削減に関する対策として、種々の施策を行ってきたところであり、今後も、平成 17 年 2 月に策定した山梨県環境基本計画の目標の 1 つである SPM の大気汚染に係る環境基準 100% 達成をより確実なものとするため、県内の SPM 汚染状況の推移を把握しつつ、今後も、低公害車の導入やアイドリングストップ等エコドライブの実行など普及啓発の推進等を行う必要がある。

³ (Suspended Particulate Matter) 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が 10 μm(100 分の 1mm)以下の物質をいう。

自動車は窒素酸化物(NOx)や浮遊粒子状物質(SPM)等を排出するため大気汚染物質の排出源となっており、長年に渡り対策が行われてきました。さらに国では、平成13年6月に自動車NOx・PM法を制定するとともに、排出ガス規制値を強化しているところですが、本県においても、環境への負荷が少ない自動車の普及が必要となっています。

県では、低公害車を積極的に導入するため、平成9年3月に「県有車両への低公害車導入方針」を策定しました。以降、適時導入方針を見直し、平成16年2月には「県有車両への低公害車導入方針(第3次計画)」を策定し、低公害車の導入促進を図っています。この導入方針に基づき、平成20年度までに55台の圧縮天然ガス(CNG)自動車を導入しました。

また、ディーゼル自動車の低公害車への転換を進めるための支援として、路線バス事業者に対し低公害バス(CNGバス、ハイブリットバス等)を導入する際の費用の一部を助成しており、平成20年度末までに60台の低公害バスが導入されています。(リニア推進課の公共交通移動円滑化設備整備費補助金による導入台数は除く)

種類	電気	メタノール	CNG	ハイブリッド	低燃費かつ 低排出ガス 認定車〔新 ☆☆☆☆～ ☆〕	合計	登録自動車計	低公害車普及率
台数	1	0	127	359	134,774	135,261	411,181	32.9%

※ 軽自動車・二輪車を除く。(国土交通省「低公害車都道府県別保有台数調査」)

低公害車の普及状況(平成21年3月末現在)

山梨県甲府天然ガスタンド・エコステーション	甲府市飯田3-2-34
ハイランドエコ・ステーション	南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾6663

天然ガス充填所

CNG自動車の普及に不可欠な天然ガス充填所で一般に利用が可能な天然ガス充填所は、上表のとおり2か所である。なお、小型燃料充填所を設置している事業所も2か所(山梨県庁構内、東京ガス㈱甲府支社内)ある。

(4)エコドライブ運動の推進(環境創造課)

自動車の排気ガスに含まれる地球温暖化の主因である二酸化炭素、大気汚染の元凶である窒素酸化物の排出を抑制するため、環境に配慮した運転方法を推奨する「エコドライブ運動」を平成16年度から進めています。これは、平成9年度から取り組んできたアイドリング・ストップ運動を継承、強化したもので、「アイドリング・ストップ」を含む「エコドライブ10のすすめ」の中から、取り組む項目を指定して宣言した上で実践してもらうものです。宣言者にはステッカーを配付しています。

平成20年度の宣言数(H20.4～H21.3)は、11,665台となっています。

[エコドライブ10のすすめ](H19～)

- | | |
|-------------------|--------------------------------------|
| ・アイドリングストップ | 無用なアイドリングをやめましょう |
| ・ふんわりアクセル『eスタート』 | やさしい発進を心がけましょう |
| ・加減速の少ない運転 | 車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう |
| ・早めのアクセルオフ | エンジンブレーキを積極的に使いましょう |
| ・エアコンの使用を控えめに | 車内を冷やし過ぎないようにしましょう |
| ・暖機運転は適切に | エンジンをかけたらすぐ出発しましょう |
| ・道路交通情報の活用 | 出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう |
| ・タイヤの空気圧をこまめにチェック | タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう |
| ・不要な荷物は積まずに走行 | 不要な荷物を積まないようにしましょう |
| ・駐車場所に注意 | 渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう |

(5)道路整備による交通の分散・円滑化(道路整備課)

地球温暖化防止のためには、自動車による二酸化炭素等排出の削減も大きな課題となっています。二酸化炭素等の排出を抑制するためには、交通渋滞や混雑を緩和することにより走行速度を改善することや、鉄道駅等との交通結節点の利用性を向上し、公共交通機関の利用を促進することにより自動車依存度の低減を図るなどの必要があります。

このため、環状道路やバイパスの整備、交通が集中している都市部の交差点改良など、渋滞解消により二酸化炭素等の削減効果が期待される箇所の整備を行っています。

平成 20 年度には、新山梨環状道路「南部区間」、国道 300 号「波高島バイパス」、一般県道島上条宮久保絵見堂線「大塙バイパス」などを供用開始しています。

また、パークアンドレールライド事業として、JR 小井川駅に隣接した駐車場を整備しました。

(6)アスベスト対策(大気水質保全課)

大気汚染防止法では、石綿が飛散するおそれがある資材が使用されている建築物等について、解体等(除去、封じ込め、囲い込み)の”特定粉じん排出等作業”を行う者は、作業に際して実施届を提出することが義務付けられています。また、作業に当たっては、作業の種類ごとに作業基準が設定されており、作業場には作業方法等を表示した掲示板を設けることになっています。

平成 20 年度は 43 件の届出があり、労働環境を所管する山梨労働局と連携を取りながら、延べ 51 回の立入検査を実施し、現場での隔離、集じん装置の設置法等を確認し、周辺環境への影響がないような飛散防止措置が行われるよう指導しました。

また、一般環境におけるアスベスト濃度についての環境基準はありませんが、状況を把握するため、平成 17 年度から夏期・冬期の年 2 回実施しています。平成 20 年度は測定地点を見直し、県内 4ヶ所において実施しました。その結果は特定粉じん発生施設設置工場にかかる敷地境界基準の 10 本/リットルと比較しても非常に低い値となっています。

測定場所	夏期(本/L)	冬期(本/L)
甲府市 丸の内1丁目	0.092未満	0.071未満
甲府市 富士見1丁目	ND	0.071未満
都留市 田原3丁目	0.071未満	0.11未満
市川三郷町 高田	ND	ND

平成20年度一般環境アスベスト濃度測定結果

3-2 水質の保全

1 水質の状況(大気水質保全課)

県では、水質保全対策のための常時監視として、昭和 48 年度から公共用水域水質測定を、平成元年度からは地下水についても水質測定を行っています。また、河川については、昭和 59 年度から水生生物を指標として水質評価を行う水生生物調査も行っています。

(1)公共用水域水質測定結果の概要

本県の河川は、富士川水系、相模川水系及び多摩川水系で構成されており、本川、支川を合わせると、河川法の一級河川が 601、二級河川が 9、合計 610 で、その総延長は、約 2,096km に及ん

でいます。これらの公共用水域については、毎年、水質汚濁防止法に基づき測定計画を定めて水質測定を実施し、その測定結果を環境基本法に基づく環境基準で評価を行っています。平成20年度は、36水域、52地点(河川46、湖沼6地点)で水質測定を実施しました。

①測定期間及び測定回数

平成20年4月から平成21年3月までの間、毎月1日、河川のうち環境基準点では午前・午後の1日2回、補助点では1日1回、湖沼は1日1回、測定を実施しました。

②測定地点及び測定機関

富士川、相模川、多摩川の本川、支川及び富士五湖の36水域、52地点(河川46、湖沼6地点)であり、県、国土交通省及び甲府市が測定を実施しました。

③測定結果

ア 健康項目

カドミウム、シアン等人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に定められています。平成20年度は、塩川流域(塩川ダム貯水池)において、自然由来のため、砒素が0.013mg/l(年間平均値)と基準を超過しましたが、その他の項目については、すべての地点で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

水系名	流域名	水域名	番号	水質測定点	類型	基準値	平成20年度BOD(COD)値	平成20年度環境基準達成状況	平成19年度BOD(COD)値	平成19年度環境基準達成状況	
富士川	笛吹川	富士川(1)	1	船山橋	AA	1	1.0	○	1.0	○	
		富士川(2)	2	三郡西橋	A	2	0.9	○	1.3	○	
		富士川(3)	3	富士橋	A	2	1.4	○	2.0	○	
		富士川(4)	4	南部橋	A	2	0.9	○	0.6	○	
		黒沢川	5	黒沢川流末	C	5	1.5	○	1.9	○	
		滝沢川	6	新大橋	B	3	3.5	×	6.2	×	
川	相模川	笛吹川上流	7	亀甲橋	A	2	0.7	○	0.8	○	
		笛吹川下流	8	三郡東橋	A	2	1.4	○	2.0	○	
		重川	9	重川橋	B	3	1.5	○	2.4	○	
		日川	10	日川橋	A	2	0.8	○	1.0	○	
		平等川	11	平等川流末	B	3	1.7	○	1.5	○	
		濁川	12	濁川橋	C	5	3.3	○	4.0	○	
		荒川上流	13	桜橋	AA	1	0.6	○	0.7	○	
		荒川下流	14	二川橋	B	3	1.3	○	1.9	○	
		鎌田川	15	鎌田川流末	B	3	2.0	○	2.1	○	
		相模川上流(1)	16	富士見橋	AA	1	0.6	○	0.6	○	
相模川	相模川	相模川上流(2)	17	大月橋	A	2	0.9	○	1.1	○	
		宮川	18	昭和橋	B	3	2.6	○	3.5	×	
		柄杓流川	19	流末	A	2	1.0	○	1.1	○	
		朝日川	20	落合橋	A	2	0.6	○	0.6	○	
		笛子川	21	西方寺橋	A	2	0.7	○	1.0	○	
		鶴川	22	鶴川橋	A	2	1.1	○	1.2	○	
達成水域／評価対象水域						21/22		20/22			
河川達成率						95.5%		90.9%			
相模川	富士五湖	山中湖	1	山中湖湖心	A	3	2.4	○	3.1	×	
		河口湖	2	河口湖湖心	A	3	2.7	○	3.2	×	
		西湖	3	西湖湖心	A	3	2.4	○	2.8	○	
		精進湖	4	精進湖湖心	A	3	3.1	×	2.9	○	
		本栖湖	5	本栖湖湖心	AA	1	1.1	×	1.3	×	
		達成水域／評価対象水域				3/5		2/5			
湖沼達成率						60.0%		40.0%			

平成20年度公共用水域の水質測定結果

類型 AA:BOD1mg/l以下、C
B :BOD3mg/l以下
C :BOD5mg/l以下

A :BOD2mg/l以下、COD3mg/l以下
C :BOD5mg/l以下

pH、BOD等生活環境の保全に関する環境基準は、利用目的に応じて河川 6 種類(AA、A、B、C、D、E)、湖沼 4 種類(AA、A、B、C)の水域類型に分類され、県内河川にはAA、A、B、Cが、湖沼にはAA、Aがあてはめられています。

水域類型があてはめられている 27 水域における平成 20 年度生活環境項目(河川BOD、湖沼COD)の環境基準の達成率⁴(かつこ内は前年度の達成率等)は次のとおりです。

- ・河川:95.5% 21 水域／22 水域 (90.9% 20 水域／22 水域)
- ・湖沼:60.0% 3 水域／ 5 水域 (40.0% 2 水域／ 5 水域)

(2)水生生物による水質調査(大気水質保全課)

河川の水質評価はBOD、SS等理化学的方法により測定した値を環境基準と比較することにより行われていますが、水生生物は過去から現在までの長期間の水質を反映して棲息しているものであり、これを指標として用いることで、なお一層実際的な水質の把握が可能となります。

この調査は、一般市民の参加を得て、河川に棲む肉眼でみることのできる大きさの様々な生物(カワゲラ、サワガニ等 30 種の水生生物)の棲息状況を調査し、その結果から河川の水質の状態を推察するものです。また、調査への参加により、身近な水辺へのふれあいを深め、水質保全の必要性や河川愛護精神の重要性を認識してもらうことも目的としています。

平成 20 年度は河川、32 地点について、27 団体、506 人の協力を得て調査を実施し、その結果は、全調査地点の 90.6%を占める29 地点が「きれいな水(水質階級 I)」と判定されました(調査結果の詳細は資料1に掲載。)。

(3)地下水水質測定結果の概要(大気水質保全課)

地下水の水質保全を図るため、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、各年度ごとに「地下水水質測定計画」を定め、地下水質の監視を行っています。

平成 20 年度の結果では、県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施した概況調査(43 地点)全てで環境基準を達成しました(調査結果の詳細は資料1に掲載。)。

定期モニタリング調査では、過去に環境基準を超過した 38 地点について調査を実施したところ、23 地点で環境基準を超過しました。今後もこれらの地点については、定期モニタリング調査地点として、経年変化を調査していくことにしています。

項目	基準値(注) mg/㍑	地点数(測定値:mg/㍑)		
		基準値超過	基準地内検出	不検出
環境 基準 項目	鉛	0.01	0	1(0.005)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0	1(0.0010)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	39(0.05~8.7)
	ふつ素	0.8	0	33(0.05~0.44)
	ほう素	1	0	12(0.04~0.63)
	その他21項目	—	0	43

⁴ BOD又はCODの日間平均値が年間で 75%以上基準に適合している地点の割合をいう。

項目	指針値(注) mg/%	地点数(測定値:mg/%)		
		指針値超過	指針地内検出	不検出
要監視項目	ニッケル	—	0	2(0.001)
	アンチモン	0.02	0	1(0.0002)
	全マンガン	0.2	0	3(0.01~0.10)
	ウラン	0.002	0	1(0.002)
	その他22項目	—	0	30

項目	基準値(注) mg/%	地点数(測定値:mg/%)		
		基準値超過	基準地内検出	不検出
環境基準項目	全シアン	不検出	0	0
	鉛	0.011	0	0
	砒素	0.01	1(0.044)[うち飲用0]	1(0.008)
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0	0
	1,1-ジクロロエチレン	0.02	1(0.049)[内飲用0]	2(0.0096~0.013)
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	1(0.050)[内飲用0]	2(0.017~0.017)
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0	10(0.0005~0.019)
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0	0
	トリクロロエチレン	0.03	3(0.033~0.067)[内飲用0]	8(0.033~0.067)
	テトラクロロエチレン	0.01	7(0.013~0.019)[内飲用0]	6(0.0011~0.0084)
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	11(11~24)[内飲用1]	1(5.6)
	ふつ素	0.8	1(1.0)[内飲用0]	0

2 水質汚濁防止対策

(1)法令による排水規制(大気水質保全課)

公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止するため、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づき、工場、事業場に対し排水規制を行っています。水質汚濁防止法では、汚水を排出する施設を特定施設として定め、特定施設を設置する場合、事業者に届出を義務付けるとともに、排水基準を定めています。本県では、山梨県生活環境の保全に関する条例により、水質汚濁防止法の排水基準より厳しい基準(上乗せ基準)を定め排水規制を強化し、また、水質汚濁防止法の特定施設以外に汚水を排出する施設(横出し施設)を定めて届出を義務付け、さらに水質汚濁への影響に關係の深い作業を行う工場、事業場を指定工場として、設置などに対して許可制としています。

また、水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例の適用を受ける工場、事業場については、立入検査を行い、排水基準の遵守や排水処理施設の管理状況等を監視しています。

(2)規制対象施設及び立入検査(大気水質保全課)

水質汚濁防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例(平成17年10月1日施行)に基づく届出事業場数は、平成20年度末で5,261でした。業種別の内訳では、旅館業が49.9%を占め、次いで洗たく業7.1%、自動式車両洗浄施設5.7%、畜産農業4.7%、酸・アルカリによる表面処理施設4.4%であり、これら5業種で全体の約7割を占めています。平成20年度は、延べ614事業場について立入検査を実施し、うち423事業場について排出水などの採水検査を行い、排水基準の遵守状況などを監視した結果、57事業場において排水基準違反があり、文書による行政指導や改善勧告を行いました。

項目	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
特定事業場数		5,361	5,271	(505)	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)
水質汚濁防止法		5,242	5,152	5,278	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,309	5261
横出し(県条例)				(476)	(667)	(666)	(668)	(681)	(647)	(628)	(534)	(536)
				5,159	5,361	5,385	5,358	5,360	5,312	5,389	5,195	5,149
		119	119	(29)	(28)	(28)	(28)	(29)	(28)	(29)	(28)	(28)
				119	120	118	115	114	114	116	114	113
指定工場数		182	159	(70)	(56)	(43)	(43)	(41)	(40)	(37)	(18)	(16)
排水基準適用事業場数		1,032	970	(146)	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)
有害物質使用事業場		328	313	(84)	(76)	(87)	(86)	(86)	(35)	(27)	(22)	(20)
排水量20m ³ /日以上(除有害物質使用)		691	644	(59)	(77)	(31)	(72)	(79)	(37)	(34)	(29)	(29)
横出し(県条例)		13	13	(3)	0	0	0	0	0	0	(0)	(0)
				16	16	15	11	11	11	10	11	9

特定施設等届出数等の推移(※平成12年度以降の欄の上段()内は、甲府市分の再掲)

項目	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
立入検査	実施事業場数			(3)	(18)	(5)	(15)	(19)	(17)	(46)	(66)	(31)	
		1,368	1,277	1,128	678	636	525	596	698	773	690	614	
	対象事業場数			(505)	(695)	(694)	(696)	(710)	(675)	(657)	(562)	(563)	
		5,361	5,271	5,278	5,481	5,503	5,473	5,474	5,426	5,505	5,503	5,261	
採水検査	実施事業場数			(1)	(8)	0	(5)	(3)	(5)	(2)	(2)	(17)	
		362	403	365	361	319	292	395	445	398	446	423	
	対象事業場数			(146)	(153)	(118)	(158)	(165)	(72)	(61)	(51)	(49)	
	排水基準違反事業場数			1,032	970	977	1,121	1,066	1,065	1,047	899	870	873
				51	59	58	56	57	33	56	65	33	
											53	57	

立入検査・採水検査実施の推移(※平成12年度以降の欄の上段()内は、甲府市分の再掲)

(3)富士五湖の水質保全対策(大気水質保全課)

近年、湖沼等の閉鎖性水域においては、窒素・りんの流入による富栄養化が進み、アオコの発生による利水障害などが生じ、全国的な問題になっています。このため、県では、富士五湖の富栄養化を防止するため、各種の水質調査を実施し、汚濁の解明に努めています。また、精進湖における網イケスの全面撤去(昭和60年度)、本栖湖における地域し尿処理施設の整備(昭和61年度竣工)、精進湖における特定環境保全下水道の整備(平成11年7月供用開始)を図ってきました。なお、山中湖、河口湖、西湖については、富士北麓流域下水道の整備が進められており、昭和61年7月から一部が供用開始されています。

(4)生活排水対策

①生活排水処理施設整備構想に基づく整備の促進(大気水質保全課)

公共用水域における水質汚濁の原因については、炊事、洗濯、入浴など人々の日常生活から排出される生活排水が約7割を占めると言われています。このため、公共用水域における水質汚濁防止のためには、計画的な生活排水処理対策を行うことが重要であり、現在、県内では生活排水処理施設として、下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽の設置などが進められています。これらの事業は各々の事業目的により実施されていますが、これら事業手法の選択は、市町村が人口密集度や地理的要因を勘案し決定するものであり、整備を効率的に推進するためには、各種事業を総合した整備計画に基づくことが有益です。

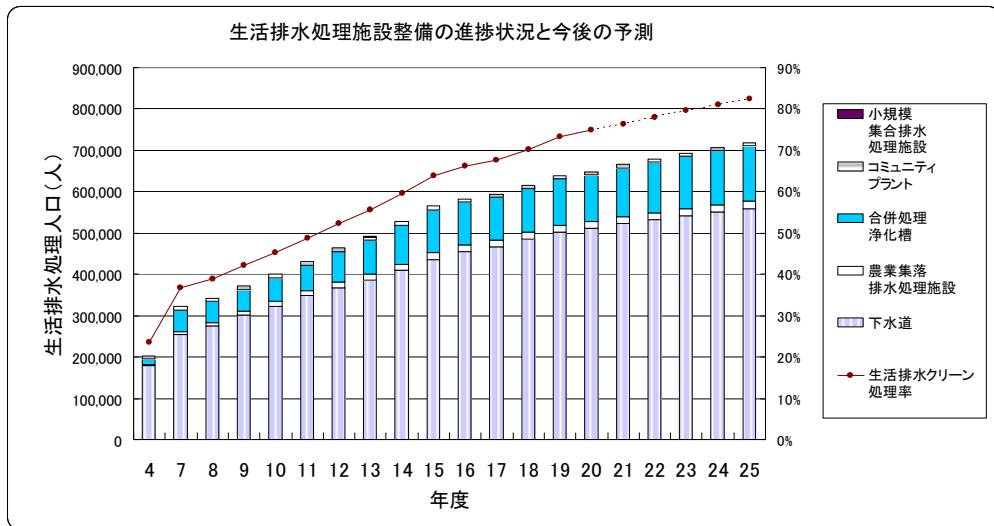
そこで、県では県下全域を対象に、各種生活排水処理施設の整備を地域の実情や環境特性に応じて、効率的・計画的に進めることを目的とし、平成21年1月に「山梨県生活排水処理施設整備構想」の見直しを行い、効率的かつ効果的な施設整備の促進を図っています。また、平成17年3月には「山梨県公害防止条例」を「山梨県生活環境の保全に関する条例」に改正し、日常生活等に

伴う水質汚濁の防止を目的に、洗剤の適正使用等を新たに義務付けました。

生活排水処理施設整備の進捗状況

年 度	総 人 口	下 水 道	農 業 集 落 排 水 处 理 施 設	合 併 处 理 淨 化 槽	コ ミ ュ ニ テ ィ ブ ラ ン ツ	小 規 模 集 合 排 水 处 理 施 設	生 活 排 水 人 口	生 活 排 水 ク リ ーン 处 理 施 設 (目 標 値)
平成 4 年 度	865,858	179,800	845	14,879	7,580	0	203,104	23.5%
平成 7 年 度	877,794	255,407	5,688	52,554	8,210	0	321,859	36.7%
平成 8 年 度	880,752	274,624	8,764	50,357	8,872	0	342,617	38.9%
平成 9 年 度	882,661	300,585	10,268	51,963	8,553	0	371,369	42.1%
平成 10 年 度	883,847	321,599	12,838	57,174	7,894	18	399,523	45.2%
平成 11 年 度	885,422	348,370	13,144	60,988	8,351	17	430,870	48.7%
平成 12 年 度	886,077	367,644	13,887	73,540	8,351	71	463,493	52.3%
平成 13 年 度	885,196	385,791	13,900	84,010	7,475	79	491,255	55.5%
平成 14 年 度	884,170	410,106	14,414	94,388	7,671	79	526,658	59.6%
平成 15 年 度	882,677	436,864	15,115	104,145	8,201	77	564,402	63.9% (62.1%)
平成 16 年 度	880,947	454,572	16,654	104,245	7,469	65	583,005	66.2% (65.7%)
平成 17 年 度	879,239	466,764	16,685	103,914	7,222	63	594,648	67.6% (68.8%)
平成 18 年 度	875,621	485,214	16,206	106,002	7,232	60	614,714	70.2% (71.5%)
平成 19 年 度	871,481	501,174	16,664	112,566	7,241	59	637,704	73.2% (74.3%)
平成 20 年 度	867,122	510,408	16,673	114,425	7,280	56	648,842	74.8% (74.6%)
平成 21 年 度	871,481	522,134	16,934	119,399	7,371	59	665,897	(76.4%)
平成 22 年 度	871,481	532,555	16,934	123,140	7,006	59	679,694	(78.0%)
平成 23 年 度	871,481	541,844	17,664	126,761	7,071	59	693,399	(79.6%)
平成 24 年 度	871,481	550,799	17,664	130,436	7,136	59	706,094	(81.0%)
平成 25 年 度	871,481	558,875	17,664	133,847	7,201	59	717,646	(82.3%)

注) 平成 21 年度以降は推計値



②下水道の整備(下水道課)

下水道は、トイレの水洗化などにより快適で、衛生的な生活環境を作るとともに、公共用水域の水質保全を図るうえで重要な役割を果たしています。本県における下水道事業は、昭和 29 年に甲府市が最初に着手し、平成 20 年度末では 28 市町村のうち 25 市町村(事業実施率 89%)が実施しています。県全体の下水道普及率(処理区域内人口／行政人口)は平成 20 年度末で 58.9%となりました。

県では下水道の整備を促進するため、平成 3 年度から公共下水道普及促進補助制度を創設し、市町村の国庫補助対象事業の 2.5% (一定要件を備えるもの)を補助しています。また、平成 7 年度

から同制度を拡充して市町村の単独事業費についても 2.5%を補助(一定の要件を備えるもの)することとし、下水道の普及促進を図っています。

下水道事業実施市町村

区分	実施市町村（一部供用開始年月）
富士北麓流域関連公共下水道	富士吉田市(S61.7)、富士河口湖町〔旧河口湖町(S61.7)、旧勝山村(H2.4)、旧足和田村(H2.4)〕、忍野村(S63.4)、山中湖村(H1.7)
峡東流域関連公共下水道	甲府市(H5.7)、山梨市〔旧山梨市(H1.7)、旧牧丘町(H4.10)〕、笛吹市〔旧石和町(H1.7)、旧御坂町(H6.4)、旧一宮町(H5.7)、旧八代町(H6.4)、旧境川村(H5.7)、旧春日居町(H1.7)〕、甲州市〔旧塙山市(H1.7)、旧勝沼町(H5.7)〕
釜無川流域関連公共下水道	韮崎市(H8.4)、南アルプス市〔旧八田村(H10.4)、旧白根町(H10.4)、旧若草町(H7.4)、旧櫛形町(H8.4)、旧甲西町(H5.4)〕、甲斐市〔旧童王町(H5.4)、旧敷島町(H7.10)、旧双葉町(H7.10)〕、中央市〔旧玉穂町(H5.4)、旧田富町(H5.4)〕、市川三郷町〔旧三珠町(H10.4)、旧市川大門町(H9.11)〕、増穂町(H5.4)、鰐沢町(H7.4)、昭和町(H5.4)
桂川流域関連公共下水道	富士吉田市(H17.4)、都留市(H16.4)、大月市(H16.4)、上野原市(H16.4)、西桂町(H16.4)
単独公共下水道	甲府市(S37.8)、北杜市〔旧明野村(H14.4)、旧須玉町(H8.2)、旧高根町(S62.5)、旧長坂町(H8.4)、旧大泉村(H12.3)、旧武川村(H19.4)、旧小淵沢町(H7.7)〕、甲州市(H13.4)、市川三郷町(H11.7)、早川町(H2.4)、身延町〔旧身延町(H4.4)、旧中富町(H14.4)〕、富士河口湖町(H11.7)、丹波山村(S62.10)、小菅村(S63.4)

富士北麓流域下水道(流域普及率58%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	49	忍野村	62	山中湖村	71	富士河口湖町	70

峡東流域下水道(流域普及率53%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	78	山梨市	43	笛吹市	58	甲州市	48

釜無川流域下水道(流域普及率56%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
韮崎市	54	南アルプス市	37	甲斐市	65	中央市	61
市川三郷町	79	増穂町	68	鰐沢町	70	昭和町	69

桂川流域下水道(流域普及率24%)

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
富士吉田市	4	都留市	25	大月市	14	上野原市	41
西桂町	35						

単独公共下水道

市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)	市町村名	普及率(%)
甲府市	93	北杜市	63	甲州市	91	市川三郷町	81
早川町	5	身延町	29	昭和町	100	富士河口湖町	25
小菅村	92	丹波山村	96				

③農業集落排水施設の整備(耕地課)

農業集落排水施設の整備は、農業用用排水の水質保全、農業用用排水施設の機能維持または、農村の生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質を保全し、地域資源の利活用に寄与するため農業集落におけるし尿、生活排水などの汚水や汚泥又は、雨水を処理し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的としています。事業実施のための要件は、農業振興地域内であること、受益戸数おおむね 20 戸以上とし、特に、農村地域は集落が分散した疎な居住空間であることから、経済性、水のリサイクル、汚泥の農地還元、集落コミュニティの維持強化を考慮した小規模分散型汚水処理システムを取り入れています。

補助制度としては、事業費に対して国補 50%のほか、事業の普及促進を図るため、生活排水処理率が県の目標値 82%に満たない事業実施市町村に対して、事業費の 2.5%を普及促進費補助

金として助成しています。なお、一定の要件に合う過疎市町村では県営農業集落排水事業での実施が可能です。本県では、61処理区(処理人口20,602人)を対象に整備計画を推進しており、平成20年度までに45地区(鰍沢町、中央市、北杜市、早川町、南アルプス市、小菅村、甲府市、甲斐市、笛吹市、身延町、市川三郷町)が採択され、平成20年度末までに43地区が完了し供用を開始しています(整備計画に対しては81%の進捗率)。

④浄化槽設置の促進(大気水質保全課)

山間部が多い本県では、下水道・農業集落排水処理施設などの集合処理施設を整備することができない地域が多く、このような地域の生活排水対策としては、し尿と生活排水を併せて処理する浄化槽の整備が重要です。この浄化槽の設置を促進するため、国、県及び市町村では次により浄化槽の設置に対して助成を行っています。

浄化槽の長所

- ア 処理性能は、下水道の終末処理場と同等
- イ 施設規模が小さいため複雑な地形に対応できる
- ウ 短期間の工事で設置できるため水質保全の効果が迅速に現れる。
- エ 処理水を近くの水路に放流するため河川の水量維持に役立つ

ア 浄化槽設置整備事業

住民が浄化槽を設置するにあたり、市町村が浄化槽の設置費用の約4割に当たる金額(施設規模ごとに基準額が決められています。例:5人槽33万2千円)を補助する事業。国・県はその事業に対し、事業費の1/3を各々補助します。平成20年度は、19市町村において実施され、830基分の助成を行いました。

イ 浄化槽市町村整備推進事業

市町村自ら浄化槽を各戸に整備する事業。住民から使用料を徴収することによって、事業の維持管理等の運営を行っています。国から1/3の補助と、起債元利償還の50%に対する交付税措置があります。平成20年度の事業実施市町村は、6市町村であり、134設置されました。

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
北杜市	168	鳴沢村	22	都留市	92	上野原市	61
早川町	8	身延町	32	甲府市	66	富士吉田市	94
大月市	62	南部町	64	富士河口湖町	40	市川三郷町	6
山梨市	10	笛吹市	16	西桂町	6	忍野村	12
増穂町	11	韮崎市	29	南アルプス市	31		

平成20年度浄化槽設置整備事業設置基数

市町村名	助成基数	市町村名	助成基数	市町村名	助成基数
山梨市	16	道志村	35	市川三郷町	10
身延町	7	甲州市	37	甲斐市	29

平成20年度浄化槽市町村整備推進事業設置基数

(5)魚の住める豊かな川づくり(花き農水産課)

河川湖沼の廃棄物の堆積等による水生生物への悪影響を防止軽減するため、利用者へのマナーやルールの普及啓発等を行うことにより、良好な水辺環境の保全と内水面漁業の健全な発展を図っています。

(6) 水質事故対策(大気水質保全課)

水質事故とは、工場等での操作ミスや機械の故障、交通事故や不法投棄等により、河川へ化学物質や油類が流れ込み、水質が汚染されたり、魚が浮上したりすることを言います。水質事故が発生した場合、被害を軽減するため、原因究明や被害の拡大防止など関係機関と連携を図りながら緊急的な対応を行っています。また、水質事故の発生を想定した訓練を、国土交通省など関係機関と合同で実施し、これら水質事故に迅速に対応することとしています。

平成 20 年度は 19 件の水質事故が発生しました。このうち、油流出事故が 13 件、魚へい死事故が 4 件及び工場等での操作ミスが 3 件でした。

3-3 化学物質による環境汚染の防止

1 化学物質による環境汚染の状況(大気水質保全課)

(1) ダイオキシン類の排出規制

ダイオキシン類対策として、国ではダイオキシン類対策特別措置法を平成 11 年 7 月に制定・公布し、環境基準を定めました。同法では、規制対象施設を次のとおり定め、それぞれ排出基準を定めています。

①特定施設

ダイオキシン類に係る排出ガス及び排出水に関する規制対象施設

②大気基準適用施設

アルミニウム合金製造の用に供する溶解炉・廃棄物焼却炉等 5 種類の施設について排出ガスを規制する。

③水質基準対象施設

廃棄物焼却炉(大気基準適用施設)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設又は汚水等を排出する灰の貯留施設等 19 種類の施設について排水を規制する。

また、廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び焼却灰その他の燃え殻の処分(再生することを含む。)を行う場合の基準についても定めています。平成 20 年度末現在の特定施設の届出状況は下表のとおりであり、届出事業場の総数は 73 事業場となっています。

県では、これらの事業場に立入検査を実施しており、平成 20 年度は延べ 115 件行いました。また、排出ガスの測定を 3 施設で実施しましたが、1 施設が排出基準を超過していたため、直ちに施設の使用停止を指示するとともに施設の改善等を指導しました。

特定施設の種類	施設規模	事業場数	施設数
アルミニウム合金製造の用に供する 焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	乾燥炉(処理能力:0.5t/h以上)	2	1
	溶解炉(容量:1t以上)		3
廃棄物焼却炉(焼却能力:50kg/時以上又は火床面積:0.5m ² 以上)	<処理能力> 4 t/h以上	71	3
	2 t/h以上～4 t/h未満		22
	200kg/h以上～2 t/h未満		27
	100kg/h以上～200kg/h未満		30
	50kg/h以上～100kg/h未満		9
	50kg/h未満		6
合 計		73	101

大気基準適用施設の届出数(平成21年3月31日現在)

特定施設の種類		事業所数	施設数
廃棄物焼却炉(大気汚染防止法)に係る廃ガス 洗浄施設、湿式集じん施設及び胚の貯留施設 であって汚水又は廃液を排出するもの	排ガス洗浄施設、湿式集じん施設	10	9
	灰の貯留施設		4
特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設		1	1
合 計		11	14

水質基準対象施設の届出数(平成21年3月31日現在)

また、規制対象施設の設置者には、排出ガス、排出水、ばいじん及び燃え殻等の測定及び知事への報告が義務付けられており、その結果は次頁のとおりです。なお、平成20年度の報告結果は全て排出基準に適合していました。

項 目	施設数	報告施設数		未報告施設数		合計	
		排出基準		小計	稼動		
		適合	不適合				
排出ガス	82	0	82	2	2	86	
排出水	2	0	2	0	0	2	
ばいじん・燃え殻*	—	—	79	1	2	82	

注1 施設数は、平成20年度内に稼動実績がある規制対象施設数(年度途中で廃止又は休止した施設を含む)。

注2 排出水の施設数は、設置者による測定の義務づけのある事業場数(水質基準対象施設を設置する事業場で排出水の排出がある事業場数)。

注3 ばいじん・燃え殻の基準は、排出基準でないため適否の判定は行わない。

(2)ダイオキシン類⁵の環境汚染の状況

本県では、平成9年度から一般環境中のダイオキシン類濃度の実態を把握するため、大気、水質及び土壌のダイオキシン類による汚染状況を調査しており、平成20年度においては、すべての地点で環境基準を達成しました。

環境媒体	調査地点数 ※1	調査回数(回/年) (調査時期)	ダイオキシン類の 濃度範囲※2	環境基準値※3	単位
大気	3	4回(5,8,10,12月)	0.010~0.019 (0.015)	0.6以下	pg-TEQ/m ³
公共用 水域	水質	10	1回(7,10,1月)	0.014~0.84 (0.31)	1以下
	底質	10	1回(7,10,1月)	0.20~7.5(1.1)	150以下
地下水水質	18	1回(8月)	0.013~0.21 (0.026)	1以下	pg-TEQ/l
土壌	11	1回(8月)	0.0037~5.3 (1.1)	1,000以下 (要調査指標250以上)	pg-TEQ/g

平成20年度ダイオキシン類測定結果

※1 公共用水域の水質及び底質には、国土交通省が実施した2地点(三郡東橋)を含む

※2 濃度範囲は、各調査地点における年間平均値の最小値及び最大値であり、()内は全ての調査地点の平均値である

※3 大気、公共用水域水質及び地下水質の環境基準値は年間平均値

(3)大気中における化学物質の状況

大気中における有害な化学物質については、平成8年の大気汚染防止法の改正により、有害大

⁵ ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)及びコブラナーポリ塩化ビフェニル(コブラナーポリPCBs)の3種の総称であり、極めて毒性が強く、分解性が低いため、排出量が微量であっても、大きな影響が懸念されている物質。また、ダイオキシン類は人間が意図的に製造した物質ではなく、主に廃棄物の焼却の過程において非意図的に生成、排出されている。

気汚染物質対策の推進に関する事項が新たに設けられ、地方公共団体は有害大気汚染物質による大気汚染の状況把握に努めることと規定されました。また、中央環境審議会では平成8年10月に、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度がある程度高いと考えられる有害大気汚染物質22物質を「優先取組物質」として選定しました。

有害大気汚染物質に係る環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値(指針値)は、平成9年2月には、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質について設定されたのを皮切りに、平成21年3月31日現在、4物質について環境基準が設定され、7物質については指針値が設定されています。

県では、平成9年10月から環境基準が定められた物質及び同時測定が可能な優先取組物質(揮発性有機化合物)の計9物質について通年の測定を開始し、平成16年度からは指針値が設定された物質のうち測定が未実施であった水銀及びニッケル化合物について実施項目に追加し、計11物質について測定を行っています。なお、環境省でも平成17年度から、甲斐市西八幡において優先取組物質19物質の測定を行っています。平成20年度の県による測定結果、環境基準の達成状況等は資料編に掲載しています。

2 環境ホルモン問題への対応(大気水質保全課)

環境ホルモン⁶問題は、科学的には未解明な点が多く残されているものの、正常なホルモン作用への影響が懸念されることから、国においては、総合的な研究施設の設置を進めるとともに、国際的な連携を図りながら、関係各省庁がそれぞれの立場から連携・協力し、様々な調査研究を行っています。その結果、ノニルフェノール(平成13年8月)、4-t-オクチルフェノール(平成14年6月)、ビスフェノールA(平成16年7月)及びDDT(平成17年10月)については、魚類への環境ホルモン作用が明らかになり、魚類に対する環境ホルモンとしてのリスク評価値(ノニルフェノール:魚類に対する予測無影響濃度(0.608 μg/㍑)、4-t-オクチルフェノール:魚類に対する予測無影響濃度(0.992 μg/㍑)、ビスフェノールA:魚類に対する予測無影響濃度(24.7 μg/㍑)、DDT:魚類に対する予測無影響濃度(0.0145 μg/㍑))が示されました。

本県では、平成10年度から平成12年度までの3ヶ年で、65物質(95種類)について、大気8地点、県内主要河川(水質・底質・魚類)11地点、湖沼(水質・底質・魚類)5地点、地下水4地点、土壤6地点において、実態調査を実施しました。検出物質は、全国的にも高い検出率を示しているア

有害大気汚染物質に係る環境基準等の設定状況

- ◆ 環境基準に係る物質
 - ・平成9年2月
ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン
 - ・平成13年4月
ジクロロメタン
- ◆ 指針値に係る物質
 - ・平成15年9月
アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物
 - ・平成18年12月
クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン

⁶ 内分泌搅乱化学物質。動物の体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用(内分泌)に影響を与える外因性の化学物質をいう。近年、専門家により環境中に存在するいくつかの化学物質が、動物の体内のホルモン作用を攪乱することを通じて、生殖機能を阻害したり、悪性腫瘍を引き起こすなどの悪影響を及ぼしている可能性が指摘されている。

ルキルフェノール類、ビスフェノールA、フタル酸エステル類等が本県においても検出されましたが、検出値等は、国が行った全国一斉調査結果の概ね範囲内であり、特段高い値は検出されませんでした。平成13年度からは、これまでの調査結果を基に、経年的な汚染状況の推移を把握するため、継続モニタリング調査を実施しています。

平成20年度には、調査地点を県内主要河川の流末23地点の水質とし、魚類に対する内分泌作用が確認されているノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール、ビスフェノールAの3物質について調査を実施しました。その結果、ノニルフェノールは4地点、4-t-オクチルフェノールは2地点、ビスフェノールAは5地点で検出されましたが、全ての地点で魚類に対する予測無影響濃度を下回っていました。これらの調査結果は、広く一般にも公表しており、行政・事業者・住民などがデータを共有することにより、今後の発生源対策や削減対策等に活用していくとともに、県内的一般環境中のデータ集積を行うことにより、今後、国において環境ホルモンとしての指針値や基準値などが示された時点での評価資料として活用します。

なお、平成17年3月、環境省及び関係省庁は、これまでの取組の結果から得られた知見や国際的な動向をふまえてリスク評価等の新たな対応方針を示し、今後は、内分泌かく乱作用が疑われる65物質のリストを廃止し、国際機関等の報告書により内分泌かく乱作用が懸念される物質について順次調査していくこととしました。

3 PRTR制度(化学物質排出移動量届出制度)(大気水質保全課)

(1)PRTR⁷制度の概要

平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(略称:化管法)が公布されました。

化管法におけるPRTR制度の概要

対象化学物質を製造・使用している事業者は、環境中に排出した量と廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量を自ら把握し、都道府県を経由し国に年1回届け出る。国はそのデータを整理、集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを併せて公表する。

PRTR制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになり、「事業者による自主的な化学物質の管理の改善の促進」、「住民への情報提供を通じた、化学物質の排出状況・管理状況への理解の増進」、「行政による化学物質対策の優先度の判断材料として活用」、「化学物質による環境リスクに関する正確な情報の共有によるリスクコミュニケーションの促進」などが期待される。

法律に基づく届出は平成14年度から始まり、平成20年度には383事業所から届出(平成19年度把握分)がありました。国では、届出のあった排出量・移動量を集計するとともに、届出対象外の排出量の推計及び集計を行い、その結果を平成21年2月27日に公表し、県においても、県内の概要を集計し平成21年9月16日に公表しました。なお、国は、PRTR開示窓口を環境省・経済産業省等に設置して、事業所のデータの開示請求(有料)に対応しています。

⁷ (Pollutant Release and Transfer Register)有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計・公表する仕組み。

1 対象となる化学物質
トルエン、ジクロロメタン、トリクロロエチレンなどの354物質
2 対象事業者
次の3つの要件を満たす事業者
①全ての製造業、下水道業、産業廃棄物処分業など国が指定する23業種のいずれかに属する事業を営んでいる事業者
②常用雇用者数が21人以上の事業者
③次のいずれかに該当すること。
(ア)対象となる化学物質のいずれかの年間取扱量が1t以上※(発ガン性物質は0.5t以上)である事業所を有する事業者
(イ)下水道業を営み、下水道終末処理施設を設置している事業者
(ウ)ダイオキシン類対策特別措置法に規定する廃棄物焼却炉を設置している事業者
(エ)その他、産業廃棄物処理施設など国が定める施設を設置している事業者
※平成16年度届出より年間取扱量がそれまでの5tから1tに変更

(2)山梨県内の集計結果の概要

①届出のあった事業所数:383 事業所 (全国: 40,725 件 県／国:0.9%)

②届出排出量・移動量 :2,728 t (全国:457,023 t 県／国:0.6%)

(内訳) i 環境への排出量: 1,822 t (全国:234,299 t 県／国:0.8%)

・大気への排出: 1,801 t

・公共用水域への排出: 21 t

ii 事業所から出された移動量: 906 t (全国:222,724 t 県／国:0.4%)

・事業所の外への廃棄物としての移動: 896 t

・下水道への移動: 10 t

③国が行った届出外排出量の推計値:2,673 t (全国:292,339 t 県／国:0.9%)

(内訳) ・対象業種からの届出外排出量の推計値: 569 t(構成比:21.3%)

・非対象業種からの排出量の推計値: 473 t (同 :17.7%)

・家庭からの排出量の推計値: 396 t (同 :14.8%)

・移動体からの排出量の推計値: 1,235 t (同 :46.2%)

④ 物質別排出量等(※数値は四捨五入により端数処理をしているため、合計と内訳が合わない場合がある)

ア 届出排出量・移動量の多い上位 5 物質

届出排出・移動量トップ5(物質別)

物 質 名	排出量・移動量(t)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	1,228	40.5	0.8
② ジクロロメタン(塩化メチレン)	414	13.6	1.4
③ キシレン	281	9.3	0.5
④ クロム及び三価クロム化合物	235	7.7	1.9
⑤ クロロホルム	91	3.0	2.9

イ 届出排出量の多い上位 5 物質

届出排出量トップ5(物質別)

物 質 名	排出量(t)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	1,089	59.8	1.1
② ジクロロメタン(塩化メチレン)	316	17.3	1.7
③ キシレン	98	5.4	0.2
④ スチレン	77	4.2	2.6
⑤ トリクロロエチレン	59	3.2	1.3

ウ 届出排出量と届出外排出量の多い上位 5 物質

物質別

物 質 名	届出排出量(t)	届出外排出量(t)	合計排出量(t)	構成比(%)	県/国(%)
① トルエン	1,089	741	1,830	40.7	1.1
② キシレン	98	518	616	13.7	0.6
③ ジクロロメタン(塩化メチレン)	316	18	333	7.4	1.6
④ ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル	3	181	184	4.1	1.0
⑤ エチルベンゼン	32	150	181	4.0	0.6

3-4 騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染等の防止

1 騒音の状況と対策(大気水質保全課)

(1)騒音の状況

市町村及び県に寄せられた公害苦情件数のうち騒音に関するものは、平成 20 年度は 70 件で全体の 8.4%を占めており、典型 7 公害の中では大気汚染、水質汚濁、悪臭に次いで 4 位でした。この発生源は、建設業、製造業及びサービス業によるものが 60.0%と過半数以上を占めており、次いで、自動車によるものが 14.3%、家庭生活によるものが 7.2%となっています。また、その他として空調室外機等の近隣騒音があります。

(2)騒音対策

①騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定

騒音に係る環境基準は、環境基本法において人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準と定義されており、騒音に係る総合的な施策を進めていく上で目標となるものです。環境基準を適用する地域の指定権限は知事に委任されていることから、本県では現在、都市計画法に基づく用途地域に準じて、16 市町に当該環境基準の地域類型を当てはめています。なお、平成 10 年 9 月、環境庁(現環境省)は騒音に係る環境基準を改正し、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベルに変更するとともに、最新の科学的知見を踏まえて、一般地域と道路に面する地域について新たな環境基準値を設定し、平成 11 年 4 月から施行しました。

②騒音の規制等

騒音規制法に基づく規制地域については、昭和 49 年に指定後、昭和 52 年、昭和 61 年、平成元年、平成 7 年、平成 12 年及び平成 18 年に見直しを行い、現在、県下 28 市町村中 26 市町村に規制地域が指定されています。

ア 工場・事業場、建設作業等の騒音

規制地域内の工場・事業場に設置される施設のうち、騒音規制法で定める金属加工機械、空気圧縮機、織機等の特定施設を設置する場合は、市町村に届け出ることとされています。平成 20 年度末の県内の特定施設数は、8,626(工場数 1,742)であり、その内訳は空気圧縮機等が 2,721(31.5%)と最も多く、次いで織機が 2,640(30.6%)、金属加工機械が 1,385(16.1%)の順でした。また、著しい騒音を発生する特定建設作業についても、同様の届出が義務づけられており、平成 20 年度は、バックホウを使用する作業が 45 件、さく岩機を使用する作業が 9 件、くい打機を使用する作業が 4 件、空気圧縮機を使用する作業が 3 件等で、合計 62 件ありました。なお、山梨県生活環境の保全に関する条例(平成 17 年 10 月 1 日施行)では、騒音規制法で定められている以外の特定施設、特定建設作業のほか、深夜営業騒音、拡声器騒音についても規制を行っています。

イ 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成 11 年)により、平成 12 年度から都道府県等の事務とされ、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地

域内⁸の住居等のうち騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により評価(以下「面的評価」という。)することとされています。県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成20年度までに、11市5町の142.6kmについて面的評価を行いました。なお、甲府市内の道路の面的評価については、騒音規制法第25条の規定により甲府市が行うこととなっています。

③面的評価の結果

面的評価の対象区域内の12,928戸の住居等のうち、昼間(6時～22時)及び夜間(22時～6時)とも環境基準値以下であったのは11,017戸(85.2%)、昼間のみ基準値以下であったのは515戸(4.0%)、夜間のみ基準値以下であったのは93戸(0.7%)、昼夜間とも基準値を超過したのは1,303戸(10.1%)でした。

2 振動の状況と対策(大気水質保全課)

(1)振動の状況

振動は、都市における住宅と工場の混在、工場等における設備の大型化、建設工事の増加、モータリゼーションの進行に伴い地域によっては大きな問題となることがあります。これらの振動に対する住民からの苦情内容としては、気分がイライラする、戸、障子や物が揺れて気になる、不快を感じる、睡眠の妨げになる等の感覚的なものが主ですが、大きな振動の発生源に隣接している場合には、壁、タイル等のひびわれ、戸、障子の建て付けの狂い等の物的被害を訴える例もみられます。平成20年度の苦情件数は、産業用機械作動に伴うものが2件、建設作業に伴うものが1件、自動車に伴うものが1件でした。

(2)振動対策

振動規制法に基づく規制地域の指定、規制基準の設定については、昭和54年に制定し、その後、環境条件の変化に合わせて見直しを行い、現在、県下28市町村中26市町村に規制地域が指定されています。振動規制法による特定施設の届出状況は、平成20年度末の施設数が6,775施設(工場数1,280)であり、その内訳は織機が2,246施設(33.2%)と最も多く、次いで金属加工機械が1,632施設(24.1%)、圧縮機が1,181施設(17.4%)等でした。また、特定建設作業の届出状況は、舗装版破碎機を使用する作業が16件、ブレーカーを使用する作業が13件、くい打機を使用する作業が4件、合計33件でした。

3 悪臭の状況と対策(大気水質保全課)

(1)悪臭の状況

悪臭は低濃度でも感知されやすく、人の感覚に直接訴える公害だけに、快適な生活環境を損なうものとして問題とされてきました。平成20年度の悪臭の苦情件数は99件で、全苦情件数の11.9%

⁸ 面的評価の対象地域は、原則として2車線以上の道路(市町村道にあっては原則として4車線以上の道路)の道路端から50mにある範囲となっている。

と大気汚染、水質汚濁に次いで高い比率を占めており、この内訳は、家庭生活 28 件(28.3%)、産業排水 4 件(4.0%)、飲食店営業 4 件(4.0%)、焼却(野焼き)4 件(4.0%)等となっています。

(2)悪臭対策

工場、事業場の事業活動に伴って発生する悪臭対策として、アンモニア、硫化水素などの悪臭物質ごとに「物質濃度」で規制を行ってきました。しかし、悪臭は通常多種類の悪臭物質によって構成されていることが多い、多数の物質が複合して強いにおいとなる複合臭や未規制の物質が排出されている場合には、対応が困難でした。このため、平成 17 年 2 月、悪臭の程度を人の嗅覚を用いて測定する嗅覚測定法を取り入れた臭気指数規制を導入し、現在 25 市町村に規制地域を指定して悪臭対策の推進に努めています。また、近年、増加傾向が見られるゴミ処理や飲食物の調理、ペットの飼育等、家庭生活に伴う悪臭苦情を防止するため、悪臭対策の基本的な考え方や発生源別の対策方法などをまとめた「生活型悪臭対策指導指針」を平成 9 年に策定し、生活型悪臭苦情の未然防止を図ることにより生活環境の保全に努めています。

4 地盤沈下の状況と対策(大気水質保全課)

(1)地盤沈下の状況

地盤沈下は、地面が徐々に沈んでいく現象であり、主たる原因是地下水の過剰採取です。これにより、帶水層の水圧が低下し、粘土層(不透水層)に含まれている水が帶水層に絞り出され、粘土層が収縮することにより地表面の沈下が起きます。また、こうして起きた地盤沈下は、地下水位が回復してもほとんど元に戻らないと言われています。地盤沈下は、地質的に沖積層が厚く堆積した場所で起こりやすく、本県では甲府盆地の中央部から南部がこれに該当しています。昭和 40 年代に建設省国土地理院が行った一級水準測量で、石和地域において年平均 20mm の沈下が確認されたことから、県では一級水準測量調査及び地下水位観測を実施し、地盤沈下の状況及びその兆候を調査しています。

(2)地盤沈下対策

①一級水準測量調査

水準測量とは、地域のある地点を不動点(基準点)として各水準の標高を測定するものであり、毎年の水準点の標高差を地盤の変動量としてとらえています。県では、昭和 49 年度から釜無川、笛吹川及びJR中央線に囲まれた約 80 km²の地域について、甲府市酒折(酒折宮境内)に基準点を設置し、観測点数 37 測点(当初 17 測点、昭和 57 年度から 35 測点、昭和 61 年度から 38 測点、平成 16 年度から 37 測点)で一級水準測量を行っています。その結果、調査地域全域で地盤沈下が観測され、沈下量は甲府盆地の中央部より南部の方が大きい傾向を示しています。しかし、現在までのところ年 20mm を超える沈下ではなく、被害を生ずるほどのものではありませんでした。平成 20 年度の調査結果をみると、年最大沈下量は中央市山之神(山神大権現内)の 2.3mm でした。

②地下水位観測

地盤沈下の原因である帶水層の水圧の低下は、地下水位の低下として観測されます。地盤沈下

の兆候を被害が発生する以前に発見するような観測体制を整備しておくことが重要であることから、県では、11か所 14 観測井で地下水位観測を行っています。その結果、この数年間では著しい地下水位の低下はみられませんでした。

(3)地下水の適正採取

県では、地下水の無秩序な採取を規制して地下水資源を保護すると共に地盤沈下を未然に防止する観点から、昭和 48 年 6 月に「山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱」を定めました。要綱では、採取適正化地域(第1種地域及び第2種地域)を設け、一定量以上の地下水を採取する場合、井戸設置者の手続き及び技術上の基準を定めています。第1種地域においては、知事(1,000 m³/日以上)又は市町村長(10 m³/日以上 1,000 m³/日未満)と協議することとし、第2種地域においては、知事及び市町村長(採取量による区分は第1種地域と同じ)に届け出ることとしています。また、都留市をはじめ 11 市町村では、条例等により、地下水資源の適正採取等について定めています。

5 土壤汚染の状況と対策(大気水質保全課)

土壤汚染の状況の把握、土壤汚染による人の健康被害の防止に関する措置等の土壤汚染対策を内容とする「土壤汚染対策法」が平成 15 年 2 月 15 日施行されたことに伴い、土壤汚染を未然に防止するため、有害物質を使用する工場・事業場に対し、施設の構造や有害物質の適正管理・使用・廃棄等について指導を行っています。また、事業者には、土壤汚染状況調査や汚染の除去等の措置が適切になされるよう、土地の所有者や汚染原因者に必要な指導を行い、法の円滑な施行を図っています。

平成 20 年度末までに法に基づく土壤汚染状況調査結果の報告が 9 件あり、このうち 4 件で土壤の汚染状態が指定基準を超過したため、法の指定区域に指定しました。

6 公害苦情処理(大気水質保全課)

(1)種類別苦情件数

平成 20 年度において、県及び市町村で新たに受け付けた公害苦情の総件数は 833 件でした。その内訳を種類別にみると、大気汚染 223 件(構成比 26.8%)、水質汚濁 106 件(12.8%)、悪臭 99 件(11.9%)、騒音 70 件(8.4%)、振動 4 件(0.5%)、土壤汚染 3 件(0.4%)、地盤沈下 0 件となっており、これら典型 7 公害の苦情が計 505 件となり、全体の 60.7%を占めていました。

このほか、典型 7 公害以外の苦情は、328 件で全体の 39.3%であり、その主な内訳は、廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂に関するもの等でした。

(2)苦情件数の推移

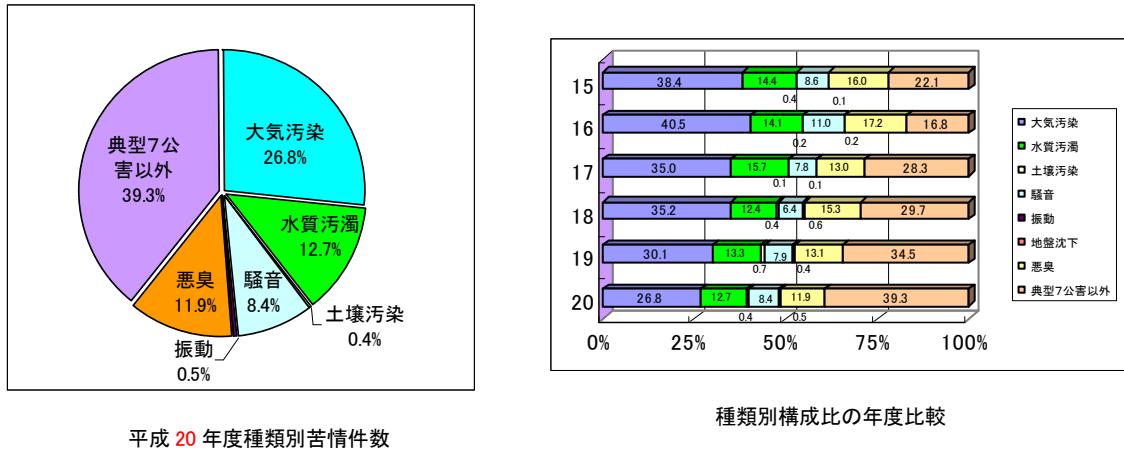
平成 20 年度の公害苦情件数は、平成 19 年度に対し 85 件減少しました。

内訳を種類別にみると、大気汚染 53 件、悪臭 21 件、水質汚濁 16 件等という結果でした。反対

に、典型 7 公害以外の苦情が 11 件増加しました。

種別 年度	典型7公害								典型7 公害以 外	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
6	47	53	1	74	5	0	61	241	193	434
7	40	72	1	48	3	0	60	224	171	395
8	69	65	1	40	3	0	85	263	105	368
9	169	38	0	40	2	0	82	331	72	403
10	247	47	1	44	2	0	123	464	84	548
11	253	91	0	46	4	0	110	504	335	839
12	228	116	5	50	3	0	151	553	214	767
13	404	122	4	54	5	0	144	733	347	1,080
14	315	111	2	63	3	0	121	615	270	885
15	293	110	3	66	1	0	122	595	169	764
16	235	82	1	64	1	0	100	483	97	580
17	313	140	1	70	1	0	116	641	253	894
18	332	117	4	60	6	0	144	663	279	942
19	276	122	6	73	4	0	120	601	317	918
20	223	106	3	70	4	0	99	505	328	833
対前年度増減	-53	-16	-3	-3	0	0	-21	-96	11	-85
対前年度比	0.81	0.87	0.50	0.96	1.00	-	0.83	0.84	1.03	0.91

公害苦情件数の推移

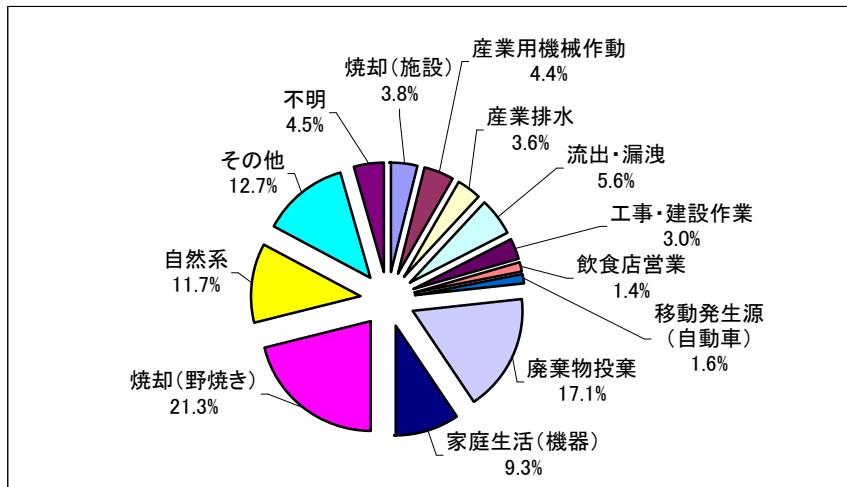


(3) 発生源別公害苦情件数

平成 20 年度の公害苦情をその発生源別にみると、「焼却(野焼き)」が 177 件(21.2%)、「廃棄物投棄」が 143 件(17.2%)、「自然系」が 98 件(11.8%)、「家庭生活(ペット・機器など)」が 77 件(9.2%)であり、以下「流出・漏洩」「産業用機械作動」「焼却(施設)」「産業排水」と続く結果でした。

発生源 種類	焼却 (施設)	産業用 機械作 動	産業 排水	流出・ 漏洩	工事・ 建設作 業	飲食店 営業	移動発 生源 (自動 車)	廃棄物 投棄	家庭 生活	焼却 (野焼 き)	自然系	その他	不明	計
大気汚染	32	5			4	1		1	1	170	1	9	22	223
水質汚濁			26	42		2		3	4		2	5	22	106
土壤汚染				2				1						3
騒音		25			12	5	10				3	9	1	70
振動		2			1		1							4
地盤沈下														0
悪臭	4	4	1	2	4	1	3	28	4	39	92	43	5	99
典型7公害以外	1		2	6	1		136	39	3	98	105	43	5	328
計	32	37	30	47	25	12	13	143	77	177	98	105	37	833

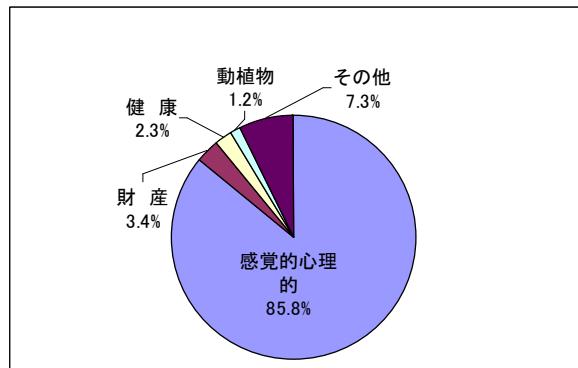
平成20年度発生源別公害苦情件数



平成20年度発生源別公害苦情割合

(4)被害の種類別苦情件数

平成 20 年度の公害苦情を被害の種類別にみると、感覚的心理的被害(うるさい、臭い、不快等)が 715 件で、全体の 85.8% を占めており、財産被害(家屋や生活用品等の破損、汚れ等)28 件(3.4%)、健康被害(騒音による寝不足等)19 件(2.3%)、動植物被害(農作物、養殖魚、ペット等の被害、損害等)10 件(1.2%)の順でした。



平成 20 年度 被害の種類別割合

また、その他として、苦情申立人に直接の被害が及ばないものや、環境悪化を問題にするもの等、上記のいずれにも該当しないものが 61 件(7.3%)あり、生命にかかわる被害の発生はありませんでした。

(5)公害苦情の処理件数

平成 20 年度の公害苦情を受理した機関別にみると、全件数 833 件のうち、県の機関で受理したものは 225 件(27.0%)、市町村で受理したものは 608 件(73.0%)でした。

また、県全体でみると、人口 1,000 人あたりの苦情件数は 0.96 件でした。

公害苦情の処理状況については、年度内に県の機関及び市町村において直接処理したもの 763 件、警察・国等へ移送したもの 17 件、翌年度へ繰越したもの 17 件でした。また、原因が不明で一時的な現象であったため、直接処理が不可能であったもの(「その他」)も 36 件報告されました。

項目	年度	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
苦情件数		548	839	767	1,080	885	764	580	894	942	918	833
直接処理件数		529	789	685	1,027	848	736	562	818	886	836	763
直接処理率(%)		96.5	94	89.3	95.1	95.8	96.3	96.9	91.5	94.1	91.1	91.6

苦情処理件数の推移

	大気汚染	水質汚濁	土壤汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計	7公害以外	合計	人口千人当たり件数
市部	208	98	3	69	4	0	79	461	295	756	1.03
郡部	15	8	0	1	0	0	20	44	33	77	0.59
甲府市	60	22	0	29	0	0	17	128	37	165	0.86
富士吉田市	22	6	0	2	1	0	3	34	0	34	0.65
都留市	7	4	0	1	1	0	3	16	8	24	0.74
山梨市	21	13	1	3	1	0	9	48	44	92	2.40
大月市	2	3	0	4	0	0	4	12	25	37	1.25
韮崎市	1	9	0	2	0	0	3	15	5	20	0.63
南アルプス市	12	9	0	8	1	0	15	45	7	52	0.71
北杜市	8	6	1	2	0	0	9	26	13	39	0.79
甲斐市	65	7	0	14	0	0	12	98	130	228	3.14
笛吹市	5	13	1	0	0	0	0	19	11	30	0.42
上野原市	2	0	0	0	0	0	1	3	1	4	0.15
甲州市	2	5	0	2	0	0	1	10	12	22	0.61
中央市	1	1	0	2	0	0	2	6	2	8	0.27
西八代郡	0	3	0	0	0	0	2	5	4	9	0.50
市川三郷町	0	3	0	0	0	0	2	5	4	9	0.50
南巨摩郡	5	1	0	0	0	0	5	11	14	25	0.57
増穂町	3	0	0	0	0	0	5	8	6	14	1.08
鰍沢町	2	0	0	0	0	0	0	2	3	5	1.23
早川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
身延町	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0.32
南部町	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0.10
中巨摩郡	2	4	0	1	0	0	5	12	3	15	0.89
昭和町	2	4	0	1	0	0	5	12	3	15	0.89
南都留郡	8	0	0	0	0	0	8	16	12	28	0.55
道志村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
西桂町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
忍野村	1	0	0	0	0	0	4	5	10	15	1.70
山中湖村	2	0	0	0	0	0	1	3	1	4	0.68
鳴沢村	1	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0.64
富士河口湖町	4	0	0	0	0	0	3	7	0	7	0.27
北都留郡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
小菅村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
丹波山村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.00
県計	223	106	3	70	4	0	99	505	328	833	0.96

平成20年度市町村別・種類別公害苦情件数(平成21年3月末現在)

7 工場における公害防止組織の整備(公害防止管理者の選任状況)(大気水質保全課)

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されています。

同法では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり 10,000N立法メートル以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり 1,000 立法メートル以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等(特定工場という。)を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者(代理者)を選任し、また、常時使用する従業員の数が 21 人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者(代理者)を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけています。

さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり 40,000N立法メートル以上、かつ排出水量が1日当たり 10,000 立法メートル以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者(代理者)を選任し、知事に届け出ることを義務づけています。

平成 21 年 3 月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は下の表のとおりです。

特定工場	公害防止 統括者	公害防止 主任管理者	公害防止 管理者
大気関係 水質関係 騒音関係 特定粉じん関係 一般粉じん関係 振動関係 ダイオキシン類関係	123	99(94)	52(46)
			63(47)
			5(5)
			0(0)
			56(45)
			5(5)
			0(0)

公害防止管理者等の届出状況

()は公害防止主任管理者等の代理者数

8 土地利用の適正化

(1)適正な土地利用に関する計画(知事政策局)

①国土利用計画

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、より良い形で未来へと引き継ぐべき資産です。国土利用計画は、国土利用計画法第 7 条の規定に基づき制定されるものですが、公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件を十分に踏まえながら、県民が、真の豊かさや暮らしやすさを実感できる健康で文化的な生活環境の確保を図るとともに、県土の均衡ある発展や持続可能な県土づくりを目指し、総合的かつ計画的に行うための長期計画であり、県土の利用に関する行政上の諸計画の基本となるものです。国土利用計画(山梨県計画)は、昭和 52 年 3 月 25 日に第一次計画を策定し、その後、平成 21 年 3 月 23 日に第四次計画を策定しました。

②土地利用基本計画

土地利用基本計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置等を実施するための基本となる計画であり、国土利用計画を基本とし、公害の防止、自然環境及び農林地の保全、治山・治水等に配慮しつつ、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法の個別の土地利用規制と相まって、適切かつ合理的な土地利用を図るための上位計画として位置づけられるものです。昭和 51 年 5 月 20 日策定後、土地利用の実態に合わせて毎年見直し等を行っています。

(2)適正な土地利用に関する規制等

土地利用のあり方については、都市計画法、森林法などの規制法が定められており、それぞれの法目的の実現が図られています。しかし、法律は、我が国全土に適用される基本原則であるため、必ずしも地域の実情を反映して制定改廃されるものではありません。このため、多くの地方公共団体では、それぞれの権能の範囲内で、地域の事情を勘案した土地利用に関する規制制度を設けています。

本県では、次に掲げる土地利用の規制システムを設け、法律による規制措置と相まって、全体として適切な県土利用が図られるよう、様々な施策を講じています。

①県による土地利用規制

ア 土地利用調整会議(知事政策局)

昭和47年に「山梨県土地利用対策推進要綱」を定め、その調整措置の一環として、県に「土地利用調整会議」を設けました。この土地利用調整会議では、原則として10ha以上の工場、住宅、レクリエーション等の利用に供する目的の事業について総合的、計画的に検討を行い、土地利用に関する諸問題を未然に防止するとともに、県土の合理的かつ有効適切な保全及び開発のための調整を行っています。

イ 山梨県大規模土地利用指導要綱(知事政策局)

山梨県大規模土地利用指導要綱は、大規模な土地開発が無秩序に進行することを防止するため、従来の法律等に基づく土地利用規制制度以外のものとして、また、総合的な土地利用規制として本県の主柱となるもので、各種の土地利用規制に関する条例等の母体となっているものであり、昭和47年に策定されました。この要綱では、工業、住宅、レクリエーション施設等の用に供する目的で行う1ha以上の事業について指導基準を定めるとともに、10ha以上の大規模開発等の案件については土地利用調整会議への付議、検討等についても定めています。

ウ 大規模土地利用事業に関する指導指針(知事政策局)

大規模な土地利用事業は、県土の自然環境や県民生活に対して大きな影響を及ぼすことから、土地利用の適正化を図り、良好で快適な生活環境を保全・創造していくため、「大規模土地利用事業に関する指導指針」を策定し、平成4年8月1日から施行しました。この指導指針は、「山梨県大規模土地利用指導要綱」による事前の土地利用協議に際して、土地利用審査の上で重要な役割を果たすものです。

エ 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例(都市計画課)

宅地開発事業が造成区域の内外に及ぼす災害等を未然に防止し、生活環境の保全を図ることを目的に、宅地開発事業を行うための基準を定めた「山梨県宅地開発事業の基準に関する条例」を昭和48年に施行しました。この条例では、都市計画区域外における0.3ha以上1ha未満の宅地開発事業について、基準に合致した設計であることの確認を受けることを義務付けています。

オ 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例(森林整備課)

昭和47年頃より県下にゴルフ場造成の動きが顕著となり始めたことから、その重要性に鑑み、従来「山梨県大規模土地利用指導要綱」によって行われていた指導をより具体的なものにするため、全国に先駆けて昭和48年に「山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例」を施行し、より一層の適正化を図ってきました。この条例は、5ha以上の1団の土地に係るゴルフ場、遊園地等のレクリエーション施設の造成事業を対象に必要な規制を行っています。

②法律に基づく土地利用規制

ア 都市地域における規制(都市計画課)

都市地域における土地利用の規制の中心となるのは都市計画法です。この法は、土地利用の規制に関して、都市計画区域及び準都市計画区域の指定、市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定、開発行為の許可制等を定めています。

都市計画区域	12	86,383	21市町村(12市7町2村)
市街化区域	1	5,628	甲府都市計画区域
市街化調整区域	1	6,891	4市町(3市1町)
(用途地域)	18	11028.9	17市町(12市5町)

都市計画法による区域の指定状況(平成21年3月31日現在)

イ 農業地域における規制(農村振興課)

農業地域における土地利用計画の中心となるのは、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)です。この法では、農業振興地域の指定、農業振興地域整備計画の策定、農用地区域内における開発行為の制限や農地転用の制限等を定めています。

地域・地区等	指定地域等の数	面 積	備 考
農業振興地域	22	292,613	
農用地区域		28,241	28市町村(13市9町6村)
その他の農業振興地域		264,372	

農業振興地域指定状況(平成20年12月1日現在)

ウ 森林地域における規制(森林整備課・治山林道課)

森林地域における土地利用計画の中心となるものは森林法です。この法律では、森林計画の樹立、林地開発許可制度並びに保安林及び保安施設地区の指定並びにこれらの地区における土地利用行為の制限を定めています。

開 発 目 的	件 数	面 積
住宅用地		
土石の採取	5	▲2
工場事業場用地	2	4
ゴルフ場		
レジャー施設	1	3
その他	2	9
計	10	14

平成20年度林地開発許可の実績(単位:ha)

(1haを超える開発を対象とし、数値には変更許可を含む)

【森林整備課】保安林指定状況(別掲)【治山林道課】

③国土利用計画法に基づく土地取引規制(県民生活・男女参画課)

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

平成10年9月1日に同法が一部改正され、注視区域、監視区域等の土地取引の規制区域の指定がない場合、土地売買等の契約締結後、2週間以内に届出を行う事後届出制となりました。

※ 制度の詳細は、県民生活・男女参画課のホームページ

(<http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/85669782264.html>)を参照。

利用目的	(単位:ha)									
	平成16年		平成17年		平成18年		平成19年		平成20年	
件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	
住 宅 地	12	8	9	4.4	13	9.1	10	3.6	3	7.5
別 庄 地	5	3	2	1.9	1	2.8	4	4.3	1	1.3
商業・生産施設	5	4.4	12	31.7	14	20.9	35	35.5	18	24.1
レクリエーション施設(ゴルフ場を含む)	5	9.7	4	12.6	1	0.7	3	1.9	2	6.3
林 業	0	0	3	12.1	4	10.8	2	2.6	0	0
農業・畜産業	1	1.3	0	0	1	2.1	1	1.3	0	0
資産保有・その他	17	51.3	25	254.8	11	18.3	91	60.8	100	41.8
合 計	45	77.7	55	317.5	45	64.7	146	110.0	124	81.0

土地取引届出受理状況

3-5 魅力ある景観づくり

1 山梨県景観条例に基づく取り組み

(1)景観条例制定の経緯(美しい県土づくり推進室)

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や渓谷、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、街道に残る宿場の町並みなどの歴史的文化的資産にも恵まれ、豊かな自然が織りなす美しい景観に恵まれています。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹や田畠など多様で豊かな、個性的な景観が展開しています。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月、「山梨県景観条例」が制定されました。この条例では、①景観形成地域の指定、②大規模行為に関する景観形成、③公共事業等に関する景観形成及び④景観形成住民協定等を柱としており、これまで、清里景観形成地域における届出に基づく指導、大規模行為の届出に基づく指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、市町村景観ガイドプラン策定事業への助成などの取り組みを行ってきました。

(2)平成20年度における状況(美しい県土づくり推進室)

- ①清里景観形成地域から、平成20年度には15件の届出がありました。
- ②大規模行為については、平成20年度に96件の届出がありました。
- ③公共事業については、農政部、森林環境部、県土整備部において景観に配慮した事業が行われました。
- ④住民協定は、平成20年度までに次の13地区で締結されています。

住民協定締結地区

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南地区、北杜市白州町台ヶ原地区、増穂町大門地区、勝沼町等々力地区、芦川村新井原地区、増穂町長沢地区、富士河口湖町浜町地区、笛吹市八代町奈良原地区、下部町下部湯町地区、甲府市湯村3丁目地区

(3)百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)の貸付け(市町村課)

山梨県景観条例の施行に伴い、多様で豊かな本県の景観を保全するとともに、魅力ある景観を創造するため、市町村が行う景観形成関連公共施設整備事業に対する貸付金として、平成3年度に市町村振興資金の中に市町村景観形成資金が創設され、平成19年度には百花繚乱まちづくり推進資金(特別分)として再編される中で、平成20年度も引き続き貸付枠が措置されています。

また、元利償還金の20%について元利補給を行うことにより、市町村を財政的に援助するとともに、景観形成の促進を図ることにしました。特に、景観形成地域に係るものについては元利補給率を40%に引き上げています。

貸付対象事業

- ①市町村道・橋りょうのグレードアップ、植栽、歩道のカラー舗装、法面・歩道橋の修景、街路樹の設置等
- ②小規模河川の護岸・堤防の修景、緑化

- ③街角公園等の整備、モニュメントの設置
- ④遊歩道・石畳等の設置、水路の改修
- ⑤その他公共施設の修景等景観形成事業

貸付条件は、充当率が貸付対象事業費の75%、貸付利率は貸付日現在における財政融資資金貸付利率の0.5ポイント減(下限0.1%)とし、償還方法は10年の元金均等償還であり、貸付枠は4億8千万円となっています。

2 景観の保全・創造に関する施策

(1)美しい県土づくりの推進(美しい県土づくり推進室)

①美しい県土づくりガイドラインの策定

本県の景観の現状と課題及び県土全体の景観づくりの方針と施策の展開方策を示し、美しい県土づくりの推進方策を具体的に示すとともに、各自治体における調和のとれた実効性の高い景観づくりを支援していくため、平成21年3月に「美しい県土づくりガイドライン」を策定しました。

②景観アドバイザー活用事業

美しい県土づくりを推進するため、市町村が開催する景観形成に係る勉強会や、県や市町村の公共事業を所管する部門に景観アドバイザーを派遣し、その専門的知識を活用しています。

③景観計画策定事業費補助金

景観法に基づき市町村が景観計画を策定するのに要する経費を補助し、市町村の景観計画の策定を促進します。

(2)みどりの街並み計画の推進(みどり自然課)

本県は豊かな自然と美しい景観に恵まれていますが、市街地では、都市化の進展などに伴い自然との共生を感じる身近な緑が減少傾向にあります。都市の緑は、植物の二酸化炭素の吸収と蒸発散作用等によるヒートアイランド現象の緩和、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、潤いのある都市景観の形成など多様な機能を有しており、快適で安全な都市生活を実現するうえで、欠かせない重要な役割を果たしています。

このため、県では緑に包まれた快適な都市環境を創造するため「みどりの街並み計画」を策定しました。みどりの街並み計画は、みどりの創出、みどりの保全、みどりを育てる仕組みの3つの柱によって構成されており、都市における環境保全、都市景観、防災等の諸機能を効果的に発揮できるよう、長期的視点に立ち、系統的に緑地を配置し、県、市町村、住民が一体となって積極的に緑化を推進していくものです。また、平成16年3月に策定された新たな「山梨県緑化計画」(計画期間:平成16年～平成25年)の市街地に関わる部門計画として位置づけられています。

①みどりの街並み計画の概要

ア 都市のみどりの創出

都市公園の整備を進めるとともに、県有施設等公共施設の緑化、街路樹等による道路の緑化、水辺空間と一体となった河川沿いの緑化など、豊かさを実感できる身近な空間における緑の整備を計画的、系統的に推進します。また、緑地協定や景観形成住民協定の締結による住民の自主的な緑化を推進するなど、民間の緑の整備を促進します。

イ 都市のみどりの保全

都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区の指定や風致や景観に優れた地区について風致地区の指定、見直しを行うとともに、貴重な緑地の公有地化、市町村の緑化保全事業の支援など、緑の資源を保全し保護育成を図ります。

ウ みどりを育てる仕組み

不要樹木の有効活用を図るグリーンバンク制度の拡充や緑の募金、緑の基金事業の充実など、緑化推進体制の整備を進めるとともに、普及啓発活動を通じて地域住民の緑化に対する関心を広げ、住民参加により行政と一体となった緑化の推進を図ります。さらには、緑づくりの意義を理解し、住民による自主的な緑づくりの展開がされるよう、その環境整備を進め、また、緑の質を維持向上させるため、管理体制の充実を図ります。

(3)緑の風景創造事業(みどり自然課)

①県事業

みどりの街並み計画の区域や緑被率の低い県有施設を対象に、大型緑化樹、郷土種等の植栽による緑化を行いました(平成 20 年度実施箇所:山梨高等学校、中央高等学校)。

②市町村事業

地域のモデルとなる市町村施設に質の高い緑の創出を図るため、シンボルツリーを中心とした緑地の整備などへの補助事業を実施しました(平成 20 年度実施箇所:竜王中央保育園(甲斐市)、市立田富1-10号線(中央市)、鎌田川(甲府市))。

(4)やまなしの歴史文化公園の整備(美しい県土づくり推進室)

本県は、美しい自然環境に恵まれていますが、この風土のなかで育み築かれてきた歴史的文化的資産も豊富です。県では、このような郷土の歴史的文化的資産と周囲の自然景観が一体をなしている地域を「やまなしの歴史文化公園」として指定(平成 19 年 3 月末現在:17 市町村の 25 公園)し、その保全と適正な活用を図っています。各地域では、これらの公園のもつ歴史的文化的資産を再認識し、住民自ら守り育てていく気運を高めるための取り組みが行われています。

(5)甲府城跡保存活用等の検討(学術文化財課)

県指定史跡甲府城跡は昭和 43 年の史跡指定時に実施された学術調査において「天守閣は存在しない。」と結論づけられましたが、平成 2 年以来実施されてきた舞鶴城公園整備事業に伴った発掘調査の成果などから、近年、本丸周辺に高層建造物は一時期存在していた可能性が高いと指摘されるようになりました。

このため、天守につながる未発見史料の追跡や、先行する天守等の復元事例を調査研究し、甲府城跡における天守復元の可能性を中心とした広範な調査検討(平成 17 年度～平成 20 年度の 4 年間)を行うため、平成 17 年 6 月には学識経験者 10 名で構成する「甲府城跡保存活用等調査検討委員会」を設置して、調査先、調査内容、調査計画の検討等を行っています。

これまでの調査としては、文献史料の詳細調査、甲府城出土の大型鰐瓦の調査や復元図の作成や金箔瓦類の比較検討のための調査などを行いました。

その調査成果は、天守の実在を確認できる史料は発見できませんでしたが、文献史料の詳細調査により京都大学で「甲府城並近辺之絵図」を発見し、甲府城の歴史的建造物の姿を明らかにしました。また甲府城出土の大型鰐瓦の調査は、高層建造物が存在したと想定できる推定高 132cm であることがわかりました。

これらの調査成果等については、平成 21 年 3 月に甲府城保存活用等調査検討委員会報告書としてまとめ、引き続き歴史的建造物の復元の可能性を探っていくこととしています。

(6)文化財保存事業費の補助(学術文化財課)

文化財は、長い歴史の営みの中で伝承され発展してきたものであり、本県文化の礎でもあります。また、多くの場合、文化財はそれが伝わる地域の象徴でもあり、地域の景観を形作る重要な要素ともなっています。

県では、国指定及び県指定文化財の所有者が行う修理等保存事業に対し助成を行うことにより、貴重な文化財の保存・活用を積極的に進めています。

(7)建築文化賞による顕彰(建築住宅課)

山梨県建築文化賞顕彰事業は、地域の周辺環境の向上に資し、景観上又は機能性等に優れた建築物等を表彰することにより、魅力と風格のある文化的で快適なまちづくりに寄与するとともに、まちなみ景観に対する意識の高揚を図ることを目的としています。

表彰部門は、住宅建築、一般建築物等、公共建築物等、良好なまちなみ景観を形成している建築物等の 4 つの部門があります。

山梨県及び建築関係 5 団体で構成される「山梨県建築文化賞推進協議会」が事業を実施しており、平成 20 年度は 60 件の応募作品の中から、建築文化賞 1 件、建築文化奨励賞 4 件が受賞しました。



H20 建築文化賞竜王駅南北自由通路・

3 公共事業における景観形成

(1)農村景観形成事業(耕地課)

本事業は、県内の農山村が長い時間をかけて形成してきた固有の特徴ある景観を、県民の貴重

な財産として将来に亘って保全、育成し、農山村の環境をより良いものにしていくために修景施設整備、親水施設整備、休養施設整備などを実施しています。また、この事業を地域のむらづくりとも関連させて、集落機能を維持・強化するとともに、地域の活性化を促すことにも力を入れています。平成20年度には、北杜市、南アルプス市で県営県単事業として実施しました。

(2)林業施設景観形成事業(治山林道課)

本県の豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修景工事を行っています。また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施業も実施しています。

事業名	事業費	備考
林道修景事業	13,311	法面對策工
治山修景事業	15,899	治山施設修景対策工等
県有林野内修景事業	2,017	修景林整備工等
計	31,227	

平成20年度林業施設景観形成事業実績(単位:千円)

4 屋外広告物の適正化(美しい県土づくり推進室)

(1)屋外広告物条例制定の経緯

屋外広告物は、県民の日常生活に必要な情報を提供する媒体であるとともに、地域の活性化や個性化に大きな役割を果しています。しかし、無秩序な掲出は地域の美観や自然景観を損なうばかりか、場合によっては公衆への危害を及ぼす危険性を生じさせることになります。このため、県では屋外広告物条例を定め、地域の良好な景観の形成や風致を維持するよう規制を行うとともに、定期的な監視及び講習会を開催し普及啓発に努めてきました。さらに「地域の美化は地域から」を前提に、取締りの一部をボランティアとして県民に委嘱しています。

(2)屋外広告物の適正化の推進

県では、平成20年度に地域の良好な景観の形成や風致を維持するため、屋外広告物に関する指導や規制、広告主等に対する意識啓発等を行いました。実施内容は、次のとおりです。

- ①違反広告物に対する年間を通しての指導及び一斉取締り(2回)の実施。
- ②屋外広告物に関する講習会(1回)の実施。
- ③山梨県屋外広告物審議会(1回)の実施。